

平成25年第2回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び散会 平成25年6月20日 午前10時00分 開会  
午後 4時34分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員17名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 欠 員	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	山 本 眞 義
総 務 部 理 事	菊 江 博 友	企 画 部 長	吉 村 孝 博
市民生活部長	生 野 吉 秀	都 市 整 備 部 長	矢 間 孝 司
都市整備部理事	中 裕 晃	産 業 観 光 部 長	河 合 良 則
保健福祉部長	山 岡 加代子	教 育 部 長	田 中 茂 博
上下水道部長	吉 川 正 隆	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	西 川 雅 大
書 記	新 澤 明 子	書 記	山 岡 晋

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 12番 赤 井 佐太郎

7. 議事日程

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	15	下 村 正 樹	財団法人當麻教育奨学事業団について	市長、教育長 担当部長
2	10	溝 口 幸 夫	新市建設計画の進捗状況について	市 長 担当部長
3	11	川 辺 順 一	給食センターについて	市 長
4	4	春 木 孝 祐	新「葛城市地球温暖化対策実行計画」について	市 長 担当部長
			「葛城市地震防災対策アクションプログラム」について	市 長 担当部長
5	8	吉 村 優 子	山の整備について	市 長 担当部長
			コミュニティバスについて	市 長 担当部長
6	18	白 石 栄 一	H23年度発注・H24年度竣工の弁之庄 集落道整備工事について	市 長 副市長 担当部長
			H25年度予算に計上された土地・建物等 の購入費・補償・補てん等について	
			南花内地内の里道及び私有地に設置された 給水装置等について	
			吸収源対策公園整備事業について	

開 会 午前10時00分

**寺田議長** ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第2回葛城市議会定例会第2日目の会議を行います。

そして、本日、議会だより用の写真撮影を行いますので、ご承知おきのほどをよろしくお願ひしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、一般質問を行います。

申し上げます。去る6月10日の通告期限までに通告されたのは6名でございます。質問者は、お手元に配付の通告一覧表に記載のとおりでございます。なお、一般質問の方法は、6名の議員全員が一問一答方式を選択されております。制限時間につきましては、質疑、応答を含めまして60分といたします。また、質問回数につきましては制限はございません。

それでは、ただいまより一般質問を行います。

最初に、15番、下村正樹君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、下村君。

**下村議員** 皆さん、おはようございます。きょうは一般質問ということで、1番に、冒頭に質問をわかりやすく簡単にさせていただきたいと思ひます。というのは、財団法人當麻教育奨学事業団についてということなんですけれども、ご存じでない方もおられますし、これは昭和60年のときに旧當麻町で設立された財団でございます。そういうことから、簡単にわかりやすく私は質問させていただきますので、一問一答方式で質問させていただきますので、答弁の方もわかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。あとは、質問席から質問をさせていただきます。

**寺田議長** 下村君。

**下村議員** それでは、わかりやすくといいますか、演台で述べましたように、まず財団法人當麻教育奨学事業団、設立当時は財団法人當麻町という、「町」がついてました。合併とともに「町」というのを抜きまして、當麻教育奨学事業団ということで、まず担当部署の方でもこの法人についてはご存じである、当時當麻町といろいろ相談をしながらやってきたこの財団でございます。昭和60年当時からの経緯といいますか、最近、法人法の改正によりまして、今年、平成25年3月末で一応解散という運びになりました。その間の経緯なり、今後といいますか、そういうことを担当部署の部長に説明をお願いしたいと思います。

**寺田議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** 皆さん、おはようございます。教育部長の田中でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま議員がお尋ねの財団法人當麻教育奨学事業団についてでございますが、私どもが聞き及んでおります経緯をご説明を申し上げます。

當麻小学校創立110周年の記念事業として、當麻小学校卒業生が寄付金を募り将来有望な人材の育英と義務教育の振興、充実のために、財団法人當麻町教育奨学事業団が昭和60年4

月に設立をされました。設立当時は當麻小学校の卒業生の寄附金で運営されておりましたが、平成元年の磐城小学校の創立100周年を迎えるにあたり、記念事業として磐城小学校卒業生より寄附金を得て、ほかにも町内外に居住する篤志家の浄財拠金を財団に寄附をして、基本財産といたしました。当時は、旧當麻町からの補助金が合併前までありましたので、その補助金と利子収入と奨学金の還付金で運営を行い、約61名の小学生がこの補助金を利用して高校を卒業されました。

平成16年10月に旧當麻町、旧新庄町の合併による葛城市の誕生に伴い、奨学事業の対象範囲を葛城市内とし、また名称についても財団法人當麻教育奨学事業団としました。

しかし、平成20年の法人法の改正により、財団法人當麻教育奨学事業団が新公益法人として移行するには、寄附金及び基本財産の利子による運営となるため財産が不足し、新公益法人としての資格がなくなるために、平成25年3月31日で解散をされました。現在は、清算団体として奨学金を回収することに取り組んでおられますが、財団法人當麻教育奨学事業団の清算が終了いたしましたら、基本財産と運用財産の残額を葛城市に寄附をすることになっていると、そういうふう聞いております。

以上でございます。

**寺田議長** 下村君。

**下村議員** 今、担当部長の説明がありましたとおりのことを、私も聞き及んでおります。その中で、法人法の改正ということが、今説明ありましたけれども、平成20年に改正があったために、この財団法人當麻教育奨学事業団が、基本基金が私の聞いているところでは約6,200万円ほどありまして、それでは財産が不足というようなことを聞いております。それがために、今年3月31日をもって解散せざるを得ないようなことになってると思うんですけども、この法人法の改正というのは、例えば、今私が言いました基本財産が6,200万円では不足ということなんですけれども、幾らその基本財産というのがあればこのまま継続して、事業団として継続できたのかどうかは、担当部署の方でわかりますか。それをお聞きしたいんですけども。

**寺田議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございますが、特にその基本財産が幾ら以上であるということにつきましては、私どもは承知をしておりません。

以上でございます。

**寺田議長** 下村君。

**下村議員** とりあえず現実といたしましては、法の改正のために解散せざるを得ないということで、今後は、今まで集まった寄附金並びに基本財産をそのまま継続という形で、そして貸付金を今後回収するというので、今後は解散はいたしましたけれども、継続して回収の団体ということで、引き続き回収をされるということも聞いております。そして、当時、設立されるときの方々の役員の方々、当時は総代の会長を初め、各大字の総代、その当時は総代というおりましたけれども、それとPTAの役員様の組織で、奨学金制度としてやられてました。今現在は貸し付けもかなり少ないということも聞いておりますけれども、国の教育基本法の中で、

第4条の第3項に「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって就学が困難な者に対して、就学の措置を講じなければならない」という、これは法律で決まっております。現在、葛城市ではこの法律にのっとった就学金制度と申しますか、就学資金制度をどういうふうな形で今実施しておられるかということ、これは教育長にお伺いしたいと思っております。

**寺田議長** 大西教育長。

**大西教育長** 今ご質問の市の奨学支援制度と申しますか、このことについてのご質問にお答えさせていただきます。

本市におきましては、旧新庄町では入学支度金制度、それから旧當麻町では就学支援制度、こういうもので助成をしておりましたけれども、合併以後、支度金制度として統一されまして、葛城市高等学校及び大学支度金給付要綱を制定しております。生活保護法に基づく保護家庭から申請いただいた場合に限り、支度金を給付させていただいております。

入学支度金の給付金額でございますが、国公立大学及び短期大学につきましては1人につき15万円、私立の大学及び短期大学につきましてはお1人につき20万円、国公立の高等学校につきましては1人につき5万円、私立の高等学校につきましては1人10万円、このような給付金額になっております。

実績としましては、合併当時、平成16年からでございますが、平成23年度まで実績がございません。昨年度平成24年度に1名、公立高等学校に入学された方に対しまして5万円を給付させていただいたというところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 下村君。

**下村議員** 今、聞いておりますと、就学資金制度、支度金給付要綱と、今この中で平成16年に合併してから平成23年、おとしですか、それまではゼロ人、それをお使いになる方はゼロ人、平成24年度で1名だけが5万円の給付をしたという。結論から言いますと、合併して今までにお1人の方が利用されている。5万円だけで済んでという現実があります。反対に考えてみますと、葛城市にはそれだけ困った方がおられない、それを利用されないということは、逆に言いますといいことであると思うんですけれども、今現在清算団体が苦勞していただいた役員の皆様方は、今までどおりやっていきたいというのが、本当の考え方でございます。というのは、先ほども言いましたとおり、設立当時の基本は子どもたちのため、ここには生活保護法ということで書いてますけれども、子どもたちのために利用してほしいと、そういうことがうたわれておりますので、今後のことなんですけれども、今現在は葛城市は就学資金制度をとられてることなんですけれども、かなり人数が少ない。今後ふえる可能性もあると思うんですけれども、やり方の1つとして就学資金制度に移行しながら今までの基本財産を利用していただいたらどうかという、これはまた担当部で今後検討していただければいいと思うんですけれども、私の言いたいのは、その基本財産を市の方に何年後かわかりませんが、寄附されたときにそのお金を、建物を建てたり、建物の修理をしたりと、そういうふうには使用していただきたくない、今までの基本を忘れないで、市の方は子ども

たちのために利用してほしい、こういう要望と、私もそう考えておりますけれども、市長の考えを、これは清算団体でいつ全部回収できるかというのは何年後かもわかりませんけれども、今現在山下市長はどういうふうに考えておられるのか、それだけをお聞きしたいと思うんですけれども。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 下村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

財団法人當麻教育奨学事業団がこのたび解散をされたということに対しましては、心より残念に思う1人でございます。昭和60年以降28年の長きにわたり、子どもたちのためにというか、本当に大変な、学びたいけれどもお金がないという子どもたちのためにその役割を担ってこられ、また、そこに浄財を投じてこられた旧當麻地区の當麻小学校の卒業生の皆さんや磐城小学校、白鳳中学校、また篤志家の皆さん方の思いが、そのお金の中に集約をされておるんだろうなという思いはしっかりと受けとめさせていただきたいなというふうに思います。

また、清算団体を立ち上げられて、その回収に向かわれているということでございます。いつ、どのタイミングでということがわからないので、私の方も確としたことは申し上げることはできませんけれども、もしその基本の、財団が持つておられるお金を市の方に寄附をしていただけたらという前提のもとでお話しをさせていただきますと、やはりそれをつくり上げてこられた皆さん方の思いというのをしっかりと大事にしながら、子どもたちのために、教育のためにいかに使うべきかということとはしっかりと相談をさせていただきながら、それを堅実に使わせていただくということは、もし私が市長をやっている間にいただけたら、そのようにさせていただきたいという思いでございますけれども、どのような形で清算されるかわかりませんが、適切な清算をされ、市の方にご寄附をいただきましたら、そのようにお約束をさせていただくということを答弁をさせていただきたいと思っております。

**寺田議長** 下村君。

**下村議員** どうもありがとうございました。私といたしましても、非常によい答弁を聞いたなと思っております。清算団体、あと何年かかるかわからないと、3年か4年かわかりませんが、その時点で葛城市の方にご寄附をいただきながら、市の方では子どもたちのために、一度に建物に使うのではなく、一度に修理をするのではなく、基本を大切にしながらやっていきたいと、こういう返事をいただきました。どうもありがとうございました。

今の清算団体の役員の方々も非常にご苦労いただいておりますけれども、恐らくそういう答弁をいただいて納得されるであろうと私も思っておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(発言する者あり)

**寺田議長** 傍聴席は質問できませんので。帰ってください。退場してください。

(発言する者あり)

(傍聴人退場)

**寺田議長** ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時25分

**川西副議長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長所用のため、私がかわって議長の職務を行います。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、10番、溝口幸夫君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、溝口幸夫君。

**溝口議員** 改めまして、おはようございます。

議長のお許しを得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、たびたび質問を重ねておりますが、平成16年に合併して新市建設計画というこの計画書のもとに、約10年間をかけて葛城市のいろいろなインフラの整備や市民の皆さんの生活の福祉向上の施策を展開するという内容の計画書が策定され、それをもとに現在それを進めている、そういった状況にあります。これは、1つは、先ほども言いましたようにハード事業、いろいろな施設を建設して、市民皆さんがいろいろなところでその便宜性を感じるという、そういう施設、それからいろいろな市民の皆さんが自分の生活の上で福祉向上が満たされてきたという感じを持っていただくような内容の事業を展開するという計画書であります。これらの計画書に基づいて、現在約8年が経過しようとしております。

そういった中で、私は2点について、この新市建設計画の進捗状況について、まずはソフト事業、市民皆さんが生活する上で、福祉向上に役立つような事業の展開が現在どのように進められ進捗しているのか。そしてもう1つはハード事業であります。新市建設計画の中で大きな建設事業を進めておりますが、この今の進捗状況について質問をしたいと思います。

詳しくは、質問席から質問させていただきます。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** それでは、まず最初にソフト事業の進捗状況についてお聞きしたいと思います。

これは、去る3月議会にまず質問した内容の継続質問であります。

一般的に、新市建設計画と申しますと、建設事業、要するにインフラ整備、例えば尺土駅前周辺の周辺整備とかクリーンセンターの新設建替え工事とかそういったものを思い浮かべる方がたくさんおられると思うんですが、そうではなしに、新市建設計画の中には市民生活の向上の上で福祉に役立ついろいろな施策を新たに組み込んだり、これまでと同様旧両町が取り組んできたものを継続したりして、それを新市建設計画の中で市民の皆さんにわかりやすく説明をし計画書としたものであります。

まずは5つの項目がありました。1つは教育・文化の充実及び創造という、これは教育部門における新市建設計画の中で行われる事業の展開を示したものであります。

2つ目が、保健・医療・福祉の充実。これは、もう直接市民の皆さんが肌で感じる保健・医療・福祉ということで展開をされている計画の内容であります。

この2点については、去る3月議会に担当部局の方からご報告をいただき、私も意見をもって終結しております。

しかし、残りの3つについて、きょうは質問したいと思います。

1つは、産業の育成・創造について。もう1つは生活環境の整備について。そして、最後に都市基盤の整備について。この最後の都市基盤の整備についてが、今言うハード事業の重きを示しているものであります。この3点について、現在、展開してきたいろいろな事業の成果及び現在進捗している状況について、担当部局の責任者の方から、部長の方からの答弁をお願いしたいと思います。

**川西副議長** 産業観光部、河合部長。

**河合産業観光部長** 溝口議員のご質問にお答えいたします。

産業の育成・創造についてでございます。主な事業でございますが、まず農林業の振興についてでございます。そのうちの農業振興総合整備事業につきましては、平成17年度から平成21年度まで取り組みを行いまして、新在家ほか19カ所におきましてほ場整備事業、水路改修事業などを実施をいたしておるところでございます。また、間伐等促進対策事業及び造林事業といたしましては、葛城市の森林面積1,331ヘクタールに対しまして、染野地区ほか91.59ヘクタールの間伐を施業いたしたところでございます。また、農業者健康管理休養センターの改修事業についてでございますが、当施設につきましては昭和58年4月に開設をされたところでございますが、平成10年4月におきまして、多目的ホールのみが開設となっておりますところでございます。現在、農業者健康管理休養センターの運営委員会におきまして、当施設の活用方法について協議をいただいております。

次に、商工業の振興についてでございます。そのうちの、商工まつりの助成事業についてでございますが、従来、商工会が行う商工まつりに助成を行っておったところでございますけれども、平成22年度からはゆめフェスタ in 葛城といたしまして一元化をいたしまして、実行委員会を組織し助成を行い、商工会を初めとして各種団体の参加も得ながら実施をいたしているところでございます。

次に、中小企業の経営改善の資金利子補給事業でございます。これにつきましては、平成16年10月1日の合併以来、市としての要綱を制定をいたしまして、補給事業を行っております。

次に、地域活性化の事業といたしまして、(仮称)道の駅の建設整備でございます。現在、道の駅の設立委員会との協議を現在進めておるところでございます。

次に、観光・レクリエーションの振興でございます。観光案内看板等の設置事業についてでございますけれども、これにつきましては平成19年度から平成21年度までに14カ所の観光案内看板を整備を行っております。

次に、観光パンフレット等の作成事業でございます。葛城市の観光パンフレットの3種類と、相撲館のパンフレットを作成をいたしまして、PRを行っております。また、葛城市、御所市の共同の観光促進事業といたしまして、共同によります観光ガイドマップを作成をいたしたところでございます。また、昨年度と今年度に2カ年にわたりまして、観光インバウンド事業といたしまして、観光のPR映像と5カ国語のパンフレットの作成をする予定となっております。

それと、主要な県事業でございます。観光・レクリエーションの振興といたしまして、県の事業といたしまして、平成19年度に自然公園内のトイレの整備事業といたしまして、當麻寺の境内のトイレの整備事業が行われたところでございます。

以上でございます。

**溝口議員** もう続けてやってください。

**川西副議長** 吉村企画部長。

**吉村企画部長** 企画部長の吉村でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、新市建設計画の4つ目の方針でございます。生活環境の整備でございます。この方針につきましては、企画部、市民生活部、総務部、消防本部が該当いたしますので、それぞれの部の方からご説明申し上げます。

まず企画部でございます。住環境の整備と利便性の確保といたしまして、コミュニティバスの運行事業でございます。市民の利便性の向上のため、施設間利用といたしまして葛城号、拠点間の補完のための地区を網羅するミニバス、ゆうあいバスは、利用状況も横ばいでございます。今後、広域連携を視野に入れながら、さらなる利便性を高める予定でございます。

次に、情報通信の整備といたしまして、地域イントラネット基盤整備事業でございます。平成13年度に旧新庄町におきまして整備いたしました地域イントラネット基盤施設整備事業は、平成16年の合併時に新市として新たにネットワークを構築いたしまして、現在は電子申請などの各種のサービスを展開しているところでございます。さらに市民への利便性の向上を図るため、このネットワーク基盤を活用してまいります。

企画部からは以上でございます。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** 続きまして、市民生活部の担当部分をご説明させていただきます。

まず、衛生環境の充実についてでございます。これにつきましては4つの項目がございますので、各項目ごとにご報告いたします。

まず最初に、新市一般廃棄物処理基本計画の策定についてでございます。これにつきましては、平成17年度に策定を行いまして、これに基づきまして事業を行っているわけでございます。次の計画につきましては、収集体制や分別品目等の変更が予定しております新施設の竣工時にあわせて、策定を予定いたしております。

次に、ごみ処理事業施設整備事業についてでございます。新クリーンセンターの整備につきましては、2月14日の臨時議会において契約議決をいただき、現在、県と建設に当たっての協議を行っているわけでございます。

次に、分別収集の徹底化でございます。新庄クリーンセンターでは、新聞、雑誌、段ボールの分別収集を平成21年10月より開始いたしております、年間138トンの収集を行っております。なお、當麻クリーンセンターには以前から行っているわけでございまして、當麻クリーンセンターにおきましては年間393トンの収集を行っております。

次に、平成20年6月より新庄庁舎ほか8カ所で廃食油の拠点回収を開始いたしまして、年間2.5キロリットルの廃食油を収集いたしまして、これにつきましては精製いたしましてバ

イオディーゼルとしてクリーンセンターで利用いたしております。

次に、学校給食からの食物残渣を委託により堆肥化を行っております。年間18.84トン进行处理いたしておるわけでございます。

4番目の項目でございます。ごみの減量化・リサイクルの推進についてでございます。まず最初に、再生資源集団回収助成金の交付事業でございます。これにつきましては、平成24年度実績といたしまして、944トンの回収を行っていただいております。

続きまして、家庭用生ごみ処理機購入補助金交付事業でございます。これにつきましては、平成14年より事業を実施いたしまして、今現在約200台の生ごみ処理機が稼働しているように思われております。ちなみに、その処理量に関しましては、年間30トンの生ごみを処理していただいております。

最後に、おひさま堆肥事業でございます。これにつきましては、平成21年度より事業を実施いたしまして、今現在210世帯の方々がおひさま堆肥事業に参加していただいております。これにつきましても年間30トンの生ごみを処理していただいているわけでございます。

以上でございます。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 余り答弁を長びかせますと焦点がずれてきますので、ここで中間で質問をしたいと思いません。

まず、産業の育成・創造についてなんですが、先ほど答弁がありました中身、非常にいろいろ、観光事業、それから市民団体の活動の場所の提供、こういったところの事業の展開は十分になされているように、私も感じます。

1点、葛城市は市長も常々声を高らかに申されてますし、私も同感ですが、要するに文化と歴史を持った貴重な町、特にこの前行われました當麻寺展なんて、非常に全国的に、私は議会だよりで市民の皆さんに紹介しましたが、市民の皆さんが自慢をすべきぐらいの大きな歴史、文化を持った町である、自慢をしたらどうですかというふうに声をかけました。その中で1点だけ私が非常に残念に思っていることが、この過去の8年間で感じたことなんですが、歴史と文化、観光の拠点づくりというふうによく言われますが、この中でトイレの問題です。自然公園内でのトイレ、または歴史及び重要文化財、いろいろな拠点の中にあるトイレ、これをぜひとも充実させて、葛城市は歴史、文化が非常に充実した町と同時に、トイレについても非常に気持ちよくご利用いただくというようなことを、ぜひとも取り組んでいただきたい。先ほど當麻寺の中で1件だけ、事象を紹介されましたが、今後の自然公園内のトイレ、これは県の補助事業にも上がってるものであって、こういった事業の補助金の獲得とか今後の見通しについて、簡単に説明をお願いしたい。

**川西副議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** 溝口議員の再質問につきまして、答弁をさせていただきたいと思えます。

先ほども申し上げましたように、県の事業で平成19年度に當麻寺の境内のトイレの整備を行ったところでございまして、引き続きこの分につきましては、県の事業として引き続き要望をしてみたいと考えておるところでございます。一方で、当該整備に係ります国・県

等の事業がそういう適した事業があるかどうかということも含めまして、よく検討いたしまして、それにかかわることにつきましての整備に当たるように努力をさせていただきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 続きまして、市民生活の基盤の点で、ごみ焼却について市民生活部長の方から答弁をいただきました。現在の状況、着手している事業の展開、非常に、私ももっともな内容だと思いますし、市民の皆さんの気持ちも減量化へ向けて、リサイクル化へ向けて啓蒙されているというふうに思います。

その中で、現在新クリーンセンターを、新市建設計画のハード事業の中で大きな位置づけになっておるこのクリーンセンターを建設しようとしております。ぜひとも、今がチャンスだと思うんです。このクリーンセンターがなぜ葛城市で必要なのか、今後どのようなごみ焼却、ごみの処理をしていこうとしているのか、こういった目標設定みたいなものをぜひ出していただきたい。例えば、今言う、過去の事例で年間何ぼぐらいになりましたというのではなしに、新クリーンセンターを利用した場合、このような減量を目標値として市民に啓発、啓蒙をしていきたいということを、ぜひ計画していただきたい。

それと同時に、やはり市民の皆さんには日常常々頭の中に、声として上がってくる啓蒙啓発、よくクリーンセンターの減量については、広報でよく示されているんですが、毎日放送で、週に何日は必ずごみの減量化を市民の皆さんにお願いしているなというぐらいの気持ちで、あぁいった有線、無線の放送を利用して、ぜひとも耳から入る活動といいますか、周知をお願いしたい。

これは意見ですので、ぜひとも取り組んでいただけるかどうかはまたいつかの機会にお聞きしたいと思います。

続きまして、引き続きのソフト事業について、各部局からご説明をお願いしたいと思います。

**川西副議長** 総務部、菊江理事、お願いします。

**菊江総務部理事** 総務部理事の菊江でございます。よろしくお願いいたします。

生活環境の整備の中にごございます防災・防犯・交通安全対策の推進についてでございます。まず、防災対策につきましては、平成18年に葛城市地域防災計画を策定されております。今後も県の防災計画にあわせ、見直しを行う計画となっております。また、防災マップにつきましては、平成24年度には職員が大字に出向き、地域の方による避難経路などの確認作業を行わせていただいております。平成25年度では、地域防災マップを作成し、各戸に配布させていただく予定でございます。

次に、防犯対策についてでございます。大字が新規に設置する街灯の補助制度に、大字間の街灯設置、老朽化した街灯の取りかえにかかる費用を補助する規定を追加して実施しております。また、平成24年度に、駅前に防犯カメラの設置を行っております。

続きまして、交通安全対策についてでございます。高田警察署並びに関係団体の協力のも

と、啓発活動を実施しております。また、危険な交差点などの交通看板の設置も継続的に実施させていただいております。

学童の見守りや交通事故防止対策といたしましては、青色防犯パトロールカーによる通学路の巡回として、交通指導員を登下校の時間帯にあわせて巡回パトロールをさせておるところでございます。また、子ども110番の家の旗の設置事業や、自主防犯ボランティア組織により見守り活動につきましても、行っていただいております。

次に、情報、通信の整備についてでございます。有線放送と防災行政無線放送の統一につきましては、引き続き国の補助制度を模索しながら整備が図れるよう検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

**川西副議長** 岩井消防長。

**岩井消防長** 消防長の岩井でございます。よろしく申し上げます。

消防団の緊急伝送システムの整備についてであります。これにつきましては、防災行政無線の整備とあわせて、本システムを構築する予定でありましたが、現在、防災行政無線が検討中であるので、現在は保留をしておる状態です。

以上であります。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、防災絡みの件について答弁をいただきました。ここで、再質問をしたいんですが、平成18年にこの葛城市地域防災計画は策定されて、この見直しを昨年度から本年度にかけて、大字への職員の派遣というような新たな手法をもって、聞き取り調査をして改正をしようとしています。これの進捗、いつ市民皆さんにご紹介ができるのか、この点について伺いたい。

**川西副議長** 菊江総務部理事。

**菊江総務部理事** 総務部理事、菊江でございます。よろしく申し上げます。

現在、葛城市地域防災マップという形の名称におきまして、事業に取り組んでおるところでございます。業者の選定を終えたところでございます。平成25年度内におきまして、整備いたしまして、各大字の方にお配りさせていただきたい、このように考えております。3月末をめどとしております。

以上でございます。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** いろいろと防災、防犯、交通安全についてお聞きしていきたいんですが、時間の都合上割愛しておきます。

消防についても、1点、この統一化、要するに有線放送、それから防災行政無線放送というこの2つの方式による、市民皆さんへの行政からの連絡事項を活用しているわけですが、私、このあたりが葛城市の新市建設計画の中で、私が議員になって冒頭に一般質問で述べたのが、新市になって、葛城市になって、當麻地区と新庄地区の市民生活の中での利便性の不公平、不均衡、こういう点を、私は何十項目かの事例を挙げて改善を求める一般質問をしま

した。その中で、改善はされてきている点はあるんですが、まだまだ一向に改善がされていないという点について、きちっとした均衡のあるまちづくりの上で、市民生活をする上で、市民の皆さんが感じる不公平とか不平等とか、不便性といいますか、こういったものはまずは解消するのが、この合併をいかに、市民の皆さんが合併してよかったという実感を味わえる施策の大きなポイントだと思うんですが、この点、現在思われている市長に、この点についてどうお考えなのかを簡単に答弁をお願いしたい。

**川西副議長** 山下市長。

**山下市長** 溝口議員の質問にお答えをさせていただきます。

ただいま各部長が報告をいたしておりますように、新市建設計画のソフト事業、ハード事業、合併当初から市民の皆さんにお約束をさせていただいてる事業を中心に進めさせていただいており、またその時代の流れの中で適宜修正を加えていながら、進めさせていただいているわけでございますけれども、大きな事業がめじろ押しの中で取り組んでおるわけでございます。

この有線放送、防災無線の統合化ということを一度試算をいたしましたところ、約8億円程度の費用がかかるということが試算の結果わかっております。すぐに手を出せる金額かどうかということをもとにしながら進めていかなければならない、やはり市民の皆さんに負担を強いる、その事業に着手をすれば、当然できなくなる事業というのものもあるわけでございますので、しっかりとまたこれからの事業を進めていく中で、見直すべきところは見直し、進めていくところは進めていく、また新たに取り入れていくところは取り入れながら、この事業、どういう形で進捗をさせていくのかということを考えて進めていくべきであろうというふうに考えております。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 市長から無線、要するに防災無線について焦点を絞って答弁をいただきましたが、私が言っているのはそれ以外の市民生活の上での不公平といいますか不平等なところがたくさん、私は見受けられます。1つだけ例に挙げますと、公的教育機関の中に3歳児の教育について、両地区で異なった施策がずっと継続されているという点。こういった点は、子育て支援に力を入れ、要するに子育て支援に力を入れて住民の皆さんが住みやすい、住みたい、住んでよかったと思われるまちづくりをキャッチフレーズにされている市長ですので、ぜひともこのあたりを取り組むべき大きな課題だと私は思いますので、意見として述べておきます。

続いて、都市基盤整備についてですが、関係部局の部長にお聞きするのはたびたび各委員会で行ってますので、これからは市長に集中的に質問をしていきたいと思っております。

実は、私は新市建設計画、なぜこんなにしつこく言うかといいますと、合併協議会にも所属し、合併を目の当たりにして議員を継続させていただき、またその後、新市建設計画の10年間のうち、現在、あと残り何カ月かの4年の議員生活をさせていただいている。その間で、何度も私は新市建設計画の進捗についてお聞きしてきました。これはなぜかという、やはり合併協議会の協定書の中に、アンケートをし、そして市民が望む施策の代表は何だろうというようなことを分析し、その上でつくられた協定書、それを受けて新市建設計画の大きな

事業が展開されてきております。これが本当に完遂を目にするまでは、やはり私の1議員としての責任というものを私は感じておるわけであります。

そこで、新市建設計画の進捗状況というのを、今までの質問から視点を変えて質問したいと思えます。それは、進捗状況を常に聞きますと、例えば尺土駅前はこの地権者との買収の交渉が何件済んでどうやこうやという、文言で説明されても実際にはよくわかりません。そして、尺土駅前のところを通ると、いやいやまだまだ進んでないなど、買収されているところは少しずつ改善はされてますが、やはり時間のかかる大きな工事を含めた部分についての着手がされていないという点です。そしてまた、大きな工事になればなるほど、そういった進入道路の確保とかいろいろなところを見る上で、状況は把握できるんですが、では実態として、私が市長にお聞きしたいのは、現在この新市建設計画はどこまで進捗していると判断されますか。市長の言葉として進捗度合いをどのように判断をされているか、まずそれをお聞きしたい。

**川西副議長** 山下市長。

**山下市長** 非常に難しいことを聞いておられるので、何が何%ではなくてどのくらい進んでいるというのは、どういう表現の仕方をしたらいいのか。

**溝口議員** いや、もうお任せします。いや、感じるでしょう。進捗の。

**山下市長** 感じるでしょうではなくて、そこには実態を全てあらわしているかどうかわかりませんが、数字というものがあります。事業費ベースで何ぼぐらい進んでいるかという数字の表現の仕方というのはあるんですけども。

**溝口議員** そうではない。感覚です。

**山下市長** わからない。わからないというのは、聞いておられることが私にはわからないので、わかるように質問してください。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 私は単純に、市をあくまで責任者ですので、今このハード事業の進捗がうまくいっているのか、いやいやちょっと滞っているのか、これからちょっと力を入れなアカンと思っているのか、そういう表現はできるでしょう。ですから、今市長が言われた質問がよくわからないというので、私は視点を変えて質問をするというのは、この点なんです。

まず、今までの新市建設計画というのは、我々が議会で行財政改革で財政の健全化に向けての新市建設計画の事業一覧というのがあります。これを私は見てつらつらと現在、現時点での新市建設計画の事業一覧というのがあります。これを私は見てつらつらと現在、現時点での分析をしますと、今、事業が展開されているのは31事業あるんです。細かく分けて。事業名として。完了している事業が10事業。あとの残りの21事業というのは、完了する見込みが出てきたという事業が1個、完了見込み、要するに実感として完了したという、決算が出てないからまだ未とすれば1。完了が見込まれるのが3事業です。計14事業なんです。合計。ということは、31事業のうち、14事業が現在見込みがつく事業である。この事業を、ではあと残りの事業はどのような状況かということ、少なくとも、そこから問題なんです、今議会で専決報告としてなされました葛城市の継続費の繰越計算書及び葛城市の一般会計繰越明許費、この中身をつらつらと私なりに分析すると、今現在継続事業としてやられている

大きな事業、2つあります。これは、クリーンセンターの建替え事業、それともう1つは国鉄・坊城線の整備事業。この事業は少なくとも平成23年から平成26年の予定で継続をされてきて、もう着手してきてるんですが、そこで現在、クリーンセンターはもう契約業者が決まり、ただ、問題の自然公園法の抵触についての検討がなされているということです。この件についてまずお聞きしたいんですが、この見通し、市長はどのようにお考えですか。

**川西副議長** 山下市長。

**山下市長** 現在、県と話し合っております。というか、自然公園の中で認可をいただけるように、今現在、担当の生野部長と総力を挙げて県との交渉に当たらせていただいております。その中で、悪い感触ではないというふうには思っております。それなりの資料を用意しながら、図面を用意しながら、進めているわけでございます。我々はここで事業をすることにしましては全く問題なく、また手順は間違いなく進めているというのは、当時の議長また当時の特別委員会の委員長を含め、議会議員の皆さん方全員の同意をいただきながら進めておりますので、またご報告もさせていただいておりますので、全く問題なく議会の皆さん方にはご理解をいただいているというふうに思います。しかし、意見を異にする方がいらっしやって、その方々が裁判を起こされるということは、これは国の法律の中で認められている自由なことでございます。それに対して県が神経をとがらせながら、やはり被告になるわけでございますから、慎重にことを進めるというのは有り得べき姿だと思います。しかし、我々はその中で正しいことは正しい、詰めてきた内容はこうだということをしつかりと主張し、また県にご理解をいただきながら進めていると、これは自負をいたしておりますので、裁判が起こっております分、時間は若干ずれるだろうとは予測はされますが、問題なく進められると、これは確信をいたしております。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** この点、市長は前向きに進捗していくというふうにとらまえておられます。私は、自然公園法というのをつらつらと読んだんですが、余り抵触するようなことは決められていない、そういう法律なんです。ただ1点、私が懸念しているのは、既設の焼却場の建替えについては認める。要するに既設というのは、既にあるから、既存ですわな、既存の施設については認めることはできるだろう。ただ1点、能力について私は非常に危惧しているのは、能力が既存の能力の倍になるわけです。これを既存の施設の建替えとして読み取れるのかと、法律上。この点を心配しておりますので、その点、一度県なりそういったところで、もし明確化されるのであればしていただきたい。これは意見です。

もう1つは、国鉄・坊城線の事業、これは少なくとも新市建設計画の中で道路の改良工事という枠どりの中で一部進められたものが却下され、再度日の目を見た事業であります。これを見ますと、やはりこれも契約業者が既に高架橋の工事については決まっております。そうすると、なぜここで繰り越しが、例えば9億4,000万円近くの国鉄・坊城線の整備事業の中で、既に業者決定がされているとはいえ、約2億何千万円の繰り越しをしている。そして、一般会計の中でも、これは含まれるかどうか詳しく聞き取らないと読めませんが、道路新設改良工事の中でも大きな額が繰り越されている。これの障害、今これが推進されてない、

進捗してない状況の障害は何だと思えますか。

**川西副議長** 山下市長。

**山下市長** 大きな事業になればなるほど、そこにかかわる地権者の方々がいらっしゃいます。それぞれそこに生活をされたり、また生活の拠点を持っておられたり、また自分の財産を持っておられたりする方々が何十人といらっしゃるわけでございますので、その中でどうしても市の、今の状況の中では今の市とは意見が合わないとおっしゃる方が出てまいったときに、その方を、その場所をなくして事業をすることができないということになれば、あらゆる方法を考えて、事業進捗をはかっていかなければならないというふうに考え、いろいろと打ち合わせをしておるところでございます。肝心のところで、そういう地権者がいらっしゃった場合は、すぐにそこに着手ができないということがある、どこということはいえませんが、そういうことがあった状況の中で、これは繰り越しをせざるを得ないという形で、議会の方にもご報告をさせていただいたというふうに思っております。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 今、市長の方から障害となるものについてお聞きしたんですが、障害となるものというのは、今、答弁されたように、相手があるということ。要するに人と人との折衝、協議があるということですね。少なくともこういったハード事業で、常々私も考えるところによりますと、土地を買収し取得したら大体80%完了なんです。行政の事業は。あとはもう力仕事で、ものを建てる、道を拡幅する、そういった事業になる。この地権者との協議というのが、私、このほかにも幾つかのものを、現在進めている尺土駅前整備事業、それからこれから進められる地域活性化事業においてもどのような状況を生むかわかりません。こういった地権者の皆さんとの行政との折衝、この人と人とのやりとり、ここに必要なのは何だと思えますか。

(「わかりにくい」の声あり)

**川西副議長** もう一度。溝口君。

**溝口議員** 少なくとも行政のトップが熱意をもってその地権者の方に、葛城市にとって新市建設計画のこのハード事業はいかに市民の皆さんの利便性を上げ、生活福祉の向上につながるかという信念を訴えることなんです。これが大事なんです。これをもってほとんどが事業の展開が前に進むんです。さらには、私、今回、言いたかったのは、市長としての責務、やる仕事、受け持つ部署、部分、これは何だと思えるかということ、もう一度考えていただきたいと思えます。

例えば、市長ですから部下を、人材をうまく使って、仕事をしていただいて成果を上げる。これは当然です。トップの仕事です。ただ、トップの仕事というのは、葛城市のトップなんです。ということは、例えば事業を進めていく上で、では尺土駅前が開発され、周辺がロータリー化して利便性は上がった。しかし、将来そこへ向かって進入してくるいろいろな、例えば私が今覚えている限り市長は、例えば関西空港へ向けての大型バスの就航をあそこへ導入したいとか、いろいろなことを、夢を語られている。そういったことを将来はなし得るわけです。今ある尺土駅前の事業だけを終結させるのが成果ではないんです。これをいかに市民の皆さんが利便性を感じて生活するかが大事なんです。そういったところで、市長は県と

のかかわり、国とのかかわり、例で言うと今のような形、進入道路を将来どう考えようとしているのか、これはインプットしていったらいいわけですよ。県とかに。それとさらには、新道の駅に対して、進入道路をどうしていくのか、どう改善するのか、そういった問題ももう取り組んでいかなければならない、発信していかなければならない、この点について十分なされていると思いますが、今の市長の活動を自分で振り返ったときに、どのように思われていますか。

**川西副議長** 山下市長。

**山下市長** ありとあらゆる手段を通じて、葛城市の事業進捗を図っていく。先ほど申されましたJRの新庄駅の北側の高架橋の問題にいたしましても、一度国交省の方とその事業について、葛城市としてはペケを出してしまったという過去がありましたけれども、当時の議長を初め、いろいろな方々に国会議員に働きかけていただきながら、その事業の復活、またさらに高率の補助金をもらうということに成功いたしております。それ以外に、溝口議員は民主党はやめられましたけど、余り当時は直接国会議員のところには行ってはいけないという、また国の方にも陳情に行っていくてはいけないというお達しがございましたけれども、私のでき得る範囲の中でお願いに上がり、また国交省や文科省、また総務省等々、また県にもお願いをしながら事業獲得をできるように、また補助率のアップであるとか補助事業の紹介をいただけるように努力をしまいったというふうに思っておるところでございます。

ただ、それをして自分が100点のうち何点かというふうに言われれば、自分の中での評価はできませんので、皆さん方からの評価に任せるというふうに思いますけれども、どういう形で市長として仕事をしていけばいいのか、私は私のスタイルでしかあり得ないので、そのやり方を変えることはできませんけれども、一生懸命市民のために今自分ができる最大限の力を発揮して努力をしまいたい、これからもそうしてまいたいというふうに思っております。

**川西副議長** 溝口君。

**溝口議員** 残り時間もわずかになってまいりました。

ここで少し、新市建設計画の進捗について、数字的な進捗を紹介しておきたいと思います。少なくとも、現在200億円近くのこの新市建設計画のハード事業の総予算の中で、大きな5つの事業、学校給食センター建設事業、地域活性化事業、これは新道の駅の事業ですね、ごみ焼却場、これは新クリーンセンター建設です。尺土駅前整備事業、それから、社会資本整備事業、これは国鉄・坊城線。この5つの大きなハード事業が占めているのが約132億円なんです。この割合からいうと、大きな事業費の展開を進めてきてるんですが、過去に事業の推進が成果が上げられなくて、単年度予算の消化ができずに翌年度に繰り越すという、こういう手法をとられている内容が合計で約22億円という大きな額です。要するに132億円の事業のうち、もう既に何年か、3年以上経過している中で、22億円という大きな予算を繰り越してきたという実態を真摯に受けとめていただきたいと思います。私は思います。

ここで、最後に市長にいろいろとお聞きしても、市長の立場そして市長の考え方というのを述べられるだけにとどまると思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたいということ

について、私は意見として述べて終わりたいと思います。

私、先ほども言いましたように、事業の推進の大きな障害というのは、地権者との折衝にあると思うんです。今後もこの折衝というのは増幅する。ということは、事業がまだ着手してない事業を今後着手するわけです。こういった中で、新市建設計画を私は市長として平成27年3月末には完遂しますと、常に私の質問の答えに言われているのは、時期的、期限の問題、平成27年3月末、これは新市が建設されて、新市が合併して10年後ということで、これに向けて目標を設定され、完遂しますと言い切られております。この完遂するための市長の熱意、これをさらに傾注していただいて、地権者なり関係者とぜひともスムーズな事業展開ができる努力をさらにしていただきたいということが1点。

それと、もう1つは、最近、私も議員4年間の中で、葛城市の各種計画表というのがあるんです。実はこういった一覧表があります。これ、葛城市になって、平成18年ごろから平成22年、最終的には平成25年に向けて取り組まれようとしているこの計画、例えば一例を挙げますと、企画部でいうと葛城市総合計画。これ、企画部が担当してるわけではないんですね。企画部がこの計画書を立案したというだけの話です。かかわるのは全部局だと思います。それから、例えば企画部だと、あと、新市建設計画、これの立案からいろいろなことをしないとだめ。例えば、総務部は行政改革大綱とか、それから防災、これこそ今さっきの防災改革プラン。それから市民生活部であれば、例えば一般廃棄物処理基本計画、温暖化実行計画とか、都市整備部では緑の基本計画とか山麓地域整備基本計画、バリアフリー、こういった計画。そして、保健福祉部では葛城市の次世代育成支援行動計画とか食育計画、第5期介護事業計画。それから産業では、産業及び市民生活では、バイオマス構想とか、下水道では下水道部の事業の経営の健全化計画。こういった計画、すごい計画書。これ、実は冊子になってるんです。これだけの計画書があって、さらにはハード事業これだけ抱えて、今、葛城市は市民生活の向上のために10年間をかけて活動をしようとしてるんですが、ぜひここで取り組んでいただきたいのは、葛城市は10カ年後の新市建設計画が完遂したとしても、その先何十年、何百年と続く行政、形態は変わるかもわかりません、そういったときに、今やるべきことはその先なんです。10カ年の新市建設計画が、ハード事業は完遂をすれば形として目に見えます。でも、ソフト事業は市民が感覚として受けとめない、それは成果だと思われなと思います。

ぜひとも取り組んでいただきたいのは、この新市建設計画を完遂した後の葛城市のビジョン、これを、いやいや、こんなにたくさんの計画書をもって、これ全部、市長に本当は聞きたかったんですが、熟読されましたかと聞きたかったんですけども、時間がないので聞きませんが、本当にこれを誰が中身を深く理解し、推進状況を把握し、そしてこの葛城市の将来を見据えてるのかな。ぜひともこのあたりでもう一度、新市建設計画完遂後の先のビジョン、中期5カ年計画でもいいです。長期10カ年計画でもいい。ぜひとも早い時期に着手されて、新たな葛城市のあり姿を市民の皆さんに紹介すべき、それと市民の皆さんと一緒につくるべきだと私は思います。

ぜひともそういった点、念頭の片隅においていただいて、これからの行政の指導を十分に

なしていただきますことを市長にお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**川西副議長** 以上で溝口幸夫君の発言を終結いたします。

次に、11番、川辺順一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

11番、川辺順一君。

**川辺議員** 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいま、議長のお許しを得まして、ただいまから私の一般質問をさせていただきます。

内容は、新しく建設される給食センターについてでございます。

なお、これからの質問は、質問席で行いますので、皆さん、どうかよろしくお願いいたします。

ちょっと風邪引いてますので、ちょっと聞こえにくい点あると思いますが、よろしく願いいたします。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** さて、給食センターについてでございますが、私は、総務文教常任委員会に入っておりませんので、これまでの議論の細かいところまでわかりません。申しわけございませんが、このたびの給食センターの建設の概要説明をお願いしたいと思います。

**川西副議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまの川辺議員のご質問に、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、給食センターの建設につきましての概要でございます。現在葛城市では、新庄学校給食センターと當麻学校給食センターの2カ所に、小学校5カ所、中学校2カ所、幼稚園5カ所の児童・生徒・園児・先生に合計約4,000食の給食を提供しております。

新庄給食センターは給食開始が昭和42年、當麻給食センターは昭和54年と、既に30年以上が経過しておりまして、施設も老朽化をしております。老朽化しました両給食センターを一本化し、献立の統一、均一なサービスの提供、最新の設備による調理や安全な給食を提供する、またアレルギー対応の充実を図る等の目的で、新市建設計画の1事業として新給食センター建設を推進しております。

規模や能力につきましては、敷地面積が4,000から4,500平方メートル、処理能力が4,500食を想定し、給食の配送に最適な場所としまして、市内のほぼ中心地にあり山麓線に近接した交通事情のよい、また用地の取得が比較的スムーズな土地として、市の開発公社の土地を購入しております。現在、建設に向けた用地の整備を進めております。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** どうもありがとうございます。

當麻・新庄両給食センター、両方とも建ってから結構年月がたっておりますので、いずれは建替えながら、どっちみち建替えなあかんと思っておりますので、2つとも建て直すのはお金がかかりすぎるから、1つにして無駄をなくすのはええことやと思っております。

そこでお聞きいたしますが、確か、當麻と新庄の給食のメニューや食器、自分の箸を使う学校と割り箸を使うところと、ばらばらやったと聞いておりますが、今、どないなっておるか。それからまた今度は、新しい給食センターになったらどう変わるのか。わかる範囲でよろしいので、お教え願います。

**川西副議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまの川辺議員のご質問でございます。

當麻と新庄の給食のメニューや食器等々違いがあるという点でございます。給食のメニューの方につきましては、両センターとも管理栄養士により、昨年度の献立表も参考にしながら、栄養価を考慮した献立表を作成をされております。

食器メーカーにつきましては、現在両センターとも違っております。

箸につきましては、新庄地区の小・中学校はマイ箸、自分のお箸です。これを持参して使用しておりますが、當麻地区につきましては小・中学校とも割り箸を使用しております。この箸の統一につきましては、学校給食運営委員会におきましても、各委員にお諮りしておりますが、今しばらく検討を要するとのことで検討の事項となっております。

新給食センターにおきましては、今後統一した新しい食器と箸、それにトレーの提供を検討しております。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** ありがとうございます。

どっちみち一緒になるんやから、今のところまだ統一できてないということでございますが、新しい給食センターになったら統一できるように努力していただきたいと思っております。

それにまたつけ加えて申し上げますが、食べ物のアレルギー、結構お子さんがいろいろなアレルギーやと聞いておりますが、何人ぐらいはあって、それ全部に対応できる給食センターになるんですか。よろしく願いいたします。

**川西副議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございます。

食物アレルギーの対応が必要な生徒・児童数につきましては、児童・生徒あわせまして約100人の対象となる子どもたちがおります。

また、今後全部に対応できる給食センターになるかというご質問でございますが、アレルギーの種類と申しますと、牛乳や卵など多種多様でございますが、全てに対応は難しいのではないかと考えております。しかし、今度の新給食センターにつきましては、アレルギーの対応専用の調理室は、現在のところ予定をさせていただいております。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** 全部のアレルギーに対応しようとしたら、本当に大変だと思います。できるだけたくさん要望に応えるように、頑張ってくださいと思います。また、アレルギーの児童数は100人と聞いておりますが、間違いございませんか。

(「はい」の声あり)

**川辺議員** 次に、この給食センターの運営のことですけれど、うちの会派から西井議員が学校給食運営委員として、PTAの皆さんとどうしていくかということをお話し合ってもらってるけど、市といたしましてはどうしていかうと思っておられますか。

**川西副議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまの川辺議員のご質問でございます。

今後の給食センターの運営についてということでございます。現在職員や臨時職員などにより、食材の注文、献立、給食調理から配送業務までを現在直接行っております。しかし、新しい給食センターの協議につきまして、特に調理業務につきましては、議員の先進地視察や学校給食運営委員会委員の視察などを経て、さまざまなご意見やお考えを聞かせていただいているところでございます。今後、学校給食運営委員会のみならずPTAの皆様方への説明と意見集約を行った上で、都度議会の皆様方に報告をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** 議会に諮ってもらいたいことですが、この質問をするに当たりまして、私、近所のPTAのお母さんらに話を聞いてみたんですが、ほとんどの人はおいしくて安全で、今の給食費と変わらなかつたらええの違いますかというように言われとる方が多いです。私も委託で構わないやつたら、私も給食の職員を抱えるよりも、委託にした方がいいと思っております。

次の質問に移ります。

私はこの3月議会で予算委員会の委員として出席していましたが、そこでびっくりしたことがあります。それは、今回給食センターを建設する予定地に建っている城みtainな建物について下村議員が聞いたとき、市の答弁では、建物については建築確認がとれていませんと言われました。一瞬何のことかわかりませんでした。もう一回確認させてもらいます。あの建物は、市が買うたときから建築確認がとれていないんですか。

**川西副議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございます。

教育委員会といたしましては、昨年4月に土地等の購入をいたしておりますが、その後、調査をいたしましたところ、建築確認の方がとれていないということが判明した次第でございます。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** あの土地を買うた経緯から、わしら當麻の議員にも一応わかるように説明してもらえますかな。

**川西副議長** どなたが答弁ですか。

田中教育部長。

**田中教育部長** お尋ねの土地等の購入の件につきましてでございますが、平成16年9月に当時の所有者の方から新庄町の土地開発公社が用地等の購入をされたというふうに聞いております。

寺口の1666番地1ほか2筆ということで、面積にしましては4429.97平方メートル、約1,340坪、価格にいたしまして1億1,200万円、坪当たり単価が約8万4,000円、そういうことを聞いております。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** 市長はこのいきさつわかりますやろな。これ、確認とれてないんですかと聞いてると、その経緯、當麻の議員にも説明してということ、わかりますやろかな。わからなかったらわからんで結構です。

**川西副議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** それでは、私のわかる範囲の中で答弁させていただきたいと思います。

合併前の旧新庄町の時代でございます。地元要望といたしまして、このお城の買い取りの要望が当時の町の方にございまして、それに基づきまして、当時新庄町では、都市計画マスタープランの中に山麓地域の開発という部分が構想としてあったようでございます。それに活用するために購入された。今、給食センターを建てるに当たりまして、いろいろと議論をされた中で、明らかになったという状況でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** ちょっと説明がわかりにくく感じました。私の言いたいことは、合併前に買わったということですね、9月に。10月に合併するのがわかって買う。何でそんなに急いで買わったんかということは、私ら議員もやっぱり不審に思ってます。10月に合併するのに、9月に買うということは、當麻の議員といたしましても。うちの町長も合併するのやから、お金も使わんと合併金持っていく段取りでずっと一生懸命細かいことしながらやってくれてはりますんや。それに、9月に買うということは、私らかて何かわけがわからんような感じがしております。それはそれでよろしいわ。

あの土地を、土地建物を含んだ土地は幾らで買わったんですかな。

**川西副議長** 田中教育部長。

**田中教育部長** ただいまのご質問でございます。先ほど説明をさせていただきましたように、平成16年9月に土地開発公社が購入されたというふうにお聞きをしております。公簿面積が4429.97平方メートル、買い上げ価格につきましては1億1,200万円、坪当たり単価が約8万4,000円と、こういうふうになります。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** どうもありがとうございます。

そのとき、新庄町の土地開発公社が1億1,200万円で買わったとお聞きしましたが、そのとき新庄町は建築確認がとれてないということは知っていたのですかと聞こうと思いましたが、先週開かれた総務文教常任委員会で、当時の助役やった岡本議員が委員外議員の

発言で、あの物件に関しては保存登記してあるから買うのは問題ない、それに保存登記してあるから建築確認がとれてるもんやと思ってたので、建築確認がとれてないのは知らなかったと言わはったと聞いております。その保存登記って何ですか、ちょっと教えてもらえますか。

**川西副議長** 副市長。

**杉岡副市長** 登記の中には土地と建物がございます。土地につきましては、それぞれ表題と申しまして、地番、地籍、所在ですね、それが記入されております。甲区欄にはその所有者、所有権を示すものがございます。

建物につきましては、表示登記といひまして、その建物を建てられましたときに表示としてのその建物の規模、面積、主体構造物等が表示登記としてなされます。

保存登記といひますのは、その所有権が明らかになります保存の登記でございます。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** それやったら、保存登記と建築確認は全く関係ないということですね。

**川西副議長** もう一度。いいですか。

副市長。

**杉岡副市長** 表示登記ないし、それから保存登記をするに当たりましては、添付書類として建築確認が要る場合、また建築主の引渡書があつてできる場合等々、その中の1つの添付書類の中にあると。どちらを選択するかというのは、登記官、また登記する申請者の方にかかってくるわけでございます。それが全てそうであるというふうなことにはない。また、それがなければ登記できないという部分ではございません。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** 保存登記してある物件を買うたから、建築確認がとれているという発言はおかしなことになるですね。それに、(削除)議員は、あの城みたいな建物を新庄町の土地開発公社が買ったときの理事長やと思ひますが、それは合うてますかね。

**川西副議長** 副市長。

**杉岡副市長** 当時、新庄町の土地開発公社の理事長であつたというふうに記憶しております。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** そういうことで、そうすると当時の責任者が建築確認もとれてるかどうかわからん建物と土地を1億1,200万円で買うたと、はっきり言わはったということですね。

何でこんなこと言うかというたら、建築確認がとれてない建物が公の施設としてはそのまま使うこともできない。再利用することもできないから聞いていますねんけど、そうですやろな。お答え願えますか。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまの建築確認のとれてない建物の利用についてでございます。

建築確認がとれてない建物につきましては、不法建築という形になるわけでございます、この不法建築につきましては是正しないといひますか、建築確認の再申請をしない限り正当

な建物とはみなされないということをございまして、改築なり増築はできません。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** ありがとうございます。ちょっと聞きますが、あの土地は、詳しくはわかりませんが、あれ、何か城の建物か何か、5メートルぐらいの石垣を組んだようなと聞きましたが、確かあれ、2メートルを越す擁壁は県への届出が必要やと思います、それはきちん届けられていますのかな。

**川西副議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまの質問でございます。

今おっしゃってる2メートルといいますのは、構築物の件でございます。特定工作物になるかと思えます。ただ、それは塀について2メートル以上の分を建物と同時にする場合については、当然一緒に、建築確認と同時に行います。

今、川辺議員ご指摘の多分5メートルというのは石積みのことではないかと思えます。石積みにつきましては、当然検査等が終わって安全性が保たれば何ら問題ないと思えます。ただ、安全性が確保できない場合につきましては、石積みの高さが5メートルでしたら、建てる平面を5メートル掛ける2倍、10メートル下がればその石積みについては何ら問題ないということでございます。あくまでも2メートルといいますのは特定工作物のことで、2メートル以上超える場合の建物と同時に申請する場合については許可が必要ということでございます。

以上でございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** ようわかりました。ほんなら、建築確認はとれてないということがわかりますな。今、答弁では違法建築というのがはっきり出ておるわけでございますが、こんな違法建築の建物を、言うたら市民の税金で買わはった、これは確かに地元の大字の人たちからの要望で買わはったのは仕方ないと思えますが、この場合は全く使い道のない土地と建物を1億1,200万円で、新庄町は議会に相談なしで買わはったんですね。

そこで、ちょっと角度を変えて質問いたしますが、市長、今、違法建築の建物と土地について質問をしていますが、そんな土地を市民の税金で買うのはあかんと違いまっか。答弁願います。

**川西副議長** 山下市長。

**山下市長** 川辺議員の質問にお答えをさせていただきます。

今、そういうお話がございましたけれども、葛城市が用地を買うに当たって、幾つかの考え方に基づいて土地の取得また建物の取得等をさせていただいているわけでございますけれども、その建物を使う場合につきましては、やはり建築物が適法かどうかということは確認をしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、その土地を活用させていただくという場合は、取用法等に基づいて、そこに住んでおられる方やその建物を活用される方々に対しての補償という形で、確認がとれてるかとれてないかにかかわらず、そうい

う形で補償を出ささせていただくという場合があるわけですので、一概に違法建築だから買ってはだめだということはないということでございます。

**川西副議長** 川辺君。

**川辺議員** 土地を活用するために建築確認が取れていない建物を買うことは、今までもありました。それは、言われるとおりです。しかし、この城みたいな建物は全然話が違いますやんか。建築確認がとれているかどうか確認もせんと、私の知ってる中では、葛城市の総合計画や都市計画マスタープランと、それに山麓地域整備計画にも、この城のような建物を使ってクラインガルテンとか宿泊施設、物産販売所をつくる計画が示されていましたが、これは私ら議員に対して嘘をついてきたことになるのと違いますか。いや、議員だけではなしで、市民に対して、全く使うことのできへん建物をまるですべて使えるみたいに計画に入れてきた。言うたら嘘の計画に市民の税金をつぎ込んできた。それを当時の責任者の（削除）議員も確認はしていたんやと認めはりました。ちょうど（削除）議員が公人としてこの市議会にはるねんやから、何で市民に対して嘘をついてきたのか、もし嘘でなかったんやったらどういうことなんか、ほんまのことをちゃんとすべきやと思います。

私は市民の代表であり、市会議員として市民の財産を処分するに当たり、どんな経緯でこうなってきたのかを明らかにする必要があると思っております。どうか議長をはじめとした議員の皆さんに、この問題についてこれから相談させていただきますので、よろしく願いいたします。

本来ならば、過去の職員の懲罰についてもいろいろお伺いする予定でしたが、現在係争中の案件にふれる恐れもありますので、またの機会がありましたらお伺いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**川西副議長** それでは、川辺順一君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 49 分

再 開 午後 2 時 00 分

**寺田議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。一問一答方式で行われます。

4 番、春木孝祐君の発言を許します。

春木孝祐君。

**春木議員** 日本共産党の春木孝祐でございます。私の質問は 2 問です。

1 問目は、本年策定されました葛城市地球温暖化対策実行計画についてであります。

2 問目は、葛城市地震防災対策アクションプログラムについて行います。

よろしくお願い申し上げます。具体的には質問席で行います。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** まず、葛城市地球温暖化対策実行計画について質問をいたします。

葛城市は、平成19年より地球温暖化対策の1つとして、行政の事務事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に取り組んでこられました。本年、葛城市地球温暖化対策実行計画を策定され、新たな目標に向かって取り組みを開始されようとしています。

まず、計画の概要についてご説明ください。お願いします。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいま春木議員お尋ねの葛城市地球温暖化対策実行計画について、概要をご説明させていただきます。

まず、計画策定の背景、目的でございます。地球温暖化対策の促進に関する法律第20条の3において、市町村みずからが実施する事務及び事業全般を対象に、地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定することが定められております。本市では、平成19年3月に葛城市地球温暖化対策実行計画を策定し、平成19年度から平成23年度の5年間を計画期間といたしまして、温室効果ガスの削減に向けて取り組んでまいりましたが、このたび計画期間の終了に伴いまして、旧実行計画の評価を行い、平成25年3月に新たな葛城市地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。本実行計画では3項目を目的といたしまして、計画を策定いたしております。まず1番目といたしまして、本市の日常の事務及び事業活動において発生する温室効果ガスの把握、2番目といたしまして、温室効果ガスの発生を抑制する活動を実施することで地球温暖化の抑制に寄与すること、3番目といたしまして、市民、事業者への温暖化防止活動の普及拡大の3項目となっております。

次に、計画期間でございます。計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5カ年といたしております。

次に、旧実行計画の評価でございます。旧実行計画では、平成17年度を基準年とし、目標年度の平成23年度までにごみ焼却分を除いて温室効果ガスの3%削減を目標といたしておりました。なお、一般廃棄物の焼却、いわゆるごみの焼却につきましては、住民サービスにかかわるため、対象外といたしておりました。平成23年度においては、温室効果ガスを3.3%削減しており、3%の削減目標を達成できました。しかしながら、公用車走行及び燃料使用につきましては、新市建設計画等事業増加により、削減目標が達成できませんでした。

以上であります。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** ただいま、生野部長よりご答弁をいただきました。

今回の計画では、前計画の目的に加えて、地球温暖化抑制に寄与することだけではなく、日常の事務及び事業活動において発生する温室効果ガスの把握、さらに市民、事業者への温暖化活動の普及拡大を挙げられております。この2つは非常に積極的なものでありまして、実行には多大な努力を要すると思いますが、ぜひ着実に推進していただくように期待をいたします。

続きまして、温室効果ガスの削減にかかわって、重要な課題についてご説明をしていただきたいと思うんですが、まず削減目標についてご説明をお願いしたいと思います。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** 引き続きお尋ねの温室効果ガスの削減目標の設定についてご説明いたします。

新計画の本市の事務及び事業活動に関する温室効果ガスの排出量の削減目標につきましては、基準年度を平成23年度、目標年度を平成29年度とし、ごみ焼却を除いて3%以上の削減、

ごみ焼却を含んで6%以上の削減を目指してまいります。

次に、項目ごとの削減目標ですが、燃料使用を2%、電気、熱の使用を3.5%、自動車走行を2%、ごみ焼却を8%を目標といたしております。なお、ごみ減量につきましては、新設いたします新炉を長く大切に使用するために、市民の皆様方にごみの減量、分別収集の細分化及びリサイクルの推進を、更なるお願いをする予定をいたしております。

以上であります。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 今お答えいただきましたように、削減目標は、基準年を平成23年度として本年から平成29年度までの5年間で、旧計画目標に続いて3%削減、さらに前回は市民サービスにかかわるとして除外をされていましたがごみ焼却を加えると6%削減とされました。ただし、答弁にありましたように、ごみ焼却についてはごみの減量、リサイクルの推進の市民協力を必要とするとのことでもあります。当市の市民の環境意識は大変高いものがあると思います。思い切った取り組みをお願いしたいところでございます。

また、削減目標につきましては、行動項目ごとに示していただきました。こういった事柄を達成するための具体的な取り組みについて、ご説明をいただきたいと思います。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいま再度のご質問の温暖化防止に向けた取り組みについてご説明申し上げます。

削減目標を達成するために、全職員が取り組みに参加できる項目といたしまして、電気の使用量の削減、前回の実行計画で削減目標を達成できませんでした公用車の走行及び燃料使用量の削減につきましては、より一層重点的に取り組む所存でございます。また、公共施設や設備機器の改修、更新、新設及び日常の維持管理は排出量の削減に大きく寄与することから、この機会を活用することとし、建築物の建設、維持管理での削減に取り組めます。これらの3つを柱といたしまして、温室効果ガスの削減に寄与するさまざまな取り組みを実行し、削減目標の達成に努めてまいります。

次に、削減の取り組みについてご説明申し上げます。

現在建設中の新庄幼稚園は太陽光発電システム定格出力10キロワットの設備を設置いたします。今現在基本設計中の学校給食センターにおきましては、今後実施設計の段階で規模等を検討してまいります。次に、新クリーンセンターにおきましては、地形上太陽光発電の設置はできないわけでございます。省エネ設計で熱回収率の高い施設を建設していく所存であります。また、新設いたします剪定枝リサイクル施設から出る木質チップを他のバイオマス等も含めて堆肥化を図り、循環型社会の形成を推進してまいります。次に、木質チップの一部を環境課とNPO法人エコ葛城市民ネットワークとの共同で行っております、おひさま堆肥でも活用して、生ゴミ、木質チップ、ぬか等の地域内で発生するバイオマスを利用し、地域に還元するといった葛城市バイオマス構想を推進していく所存であります。

次に、磐城第二保育所につきましては、耐震性に十分考慮いたしまして、国の補助事業を受けて設置すべく、検討をいたしております。

再生可能エネルギーを導入することによりまして、太陽光発電での温室効果ガス削減ですが、1キロワット当たり約400キログラムで、新庄幼稚園では10キロワットを設置いたしますので、約4トンの削減ができることとなるわけでございます。

次に吸収源対策公園緑地事業ですが、現在、大字木戸ほか6カ所を計画しており、順次設置する予定をいたしております。おおむねのCO<sub>2</sub>削減量ですが、計画どおり全ての公園を設置しますと、合計面積が8,200平方メートルとなります。100平方メートル当たりのCO<sub>2</sub>削減量につきましては、年間4.5トンと推定されておりますので、約369トンが削減することになるわけでございます。

次に、特にワット出力の高い水銀灯の街灯につきましては、LEDに変更すべく、今年度より取り組みを開始し、順次変更を検討してまいります。また、市役所各施設の蛍光灯をLEDに変更することも検討してまいりたいと考えております。変更することによりまして、CO<sub>2</sub>排出量が約半分以下になることが予想されております。

次に、平成23年度より市役所各施設で取り組んでおりますグリーンカーテンの推進を、今後も実施してまいります。なお、CO<sub>2</sub>の削減の数値目標を提示することはできませんが、冷房温度を少しでも高める効果はあると予想されております。

最後になりますが、今後の方針といたしまして、施設の新設、新築、改築に際しましては、耐震性等を考慮いたしまして、積極的に太陽光発電システムを中心とした新エネルギーの導入を検討していきたいと考えております。導入検討に際しましては、より有利な国の補助金を有効に活用いたしたいと考えております。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 今、種々具体的な取り組みについて、あるいはまたそれによって削減されるCO<sub>2</sub>、地球温暖化ガスの排出量についても触れていただきました。若干私の要望なり、あるいは意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、ご答弁の中で全職員が参加できる項目のうち、前回達成できなかった公用車走行、そして燃料使用、これには一層重点的に取り組むとされております。最初のご答弁の中で達成できなかった理由として、新市建設計画など事業増加を挙げておられます。これは今後も増加するというふうに思いますので、何らかの工夫が必要ではないかと思っております。その中でぜひ検討していただきたい問題として、従来から当市で取り組まれております廃食油を回収してバイオディーゼル燃料を製造し、それを利用するというところでございます。残念ながら今、燃料の製造あるいはパッカー車でバイオディーゼル燃料を使うということに若干困難が生じているようでございます。ぜひ打開の道を検討していただくようお願いをいたします。

そして、具体的な数値として評価をされました太陽光発電システムの効果であります。10キロワットで実に年間約1トンの削減が見込めるということでございます。これは葛城市が今度基準年として設定している平成23年度の電気使用によるCO<sub>2</sub>排出量の約0.15%を削減する効果をもたらすということでありまして、非常に大きいものがあると思っております。設備費

等々言われておりますけれども、こういう効果があるということも念頭に置いていただきたいと思います。幸い、当市では新エネルギーの導入計画が策定されておりますので、大いに期待しているところであります。

また、吸収源対策公園緑地事業では、現在既に計画されているもので約369トンの削減が策定されています。これはごみを除く当市の総排出量の何と8.7%に当たるものでございます。非常に有効な手段と言えます。この事業は国の推奨している公園設置に対する補助金です。さらなる事業拡大を要望したいと思います。

ご承知のように、地球温暖化は現在の環境問題として最重要課題と思います。世界的にもそういうことで、かなりさまざまな議論がなされているところであります。当市としても、全力を挙げた推進を期待いたします。ご答弁、どうもありがとうございました。

では次の課題に移らせていただきます。葛城市地震防災対策アクションプログラムについてでございます。

葛城市の防災計画の実効性を高めるため、平成22年度から平成31年度までの10カ年に市が実施する具体的なアクションプログラムを策定されました。計画の推進は、短期、中期、長期に区分されており、おおむね2年程度とされた短期が過ぎ、中期に入っているところであります。推進状況を詳細にご報告いただきたいと思います。

**寺田議長** 菊江総務部理事。

**菊江総務部理事** 総務部理事の菊江でございます。春木議員のご質問にお答え申し上げます。

平成21年9月に策定いたしました葛城市地域防災アクションプログラムの進捗状況についてでございます。このプログラムは、平成17年3月の国の防災会議において打ち出された地震防災戦略の減災目標により、21世紀前半の地震活動期に向かって市民とともに防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため、第2次奈良県地震被害想定調査結果を踏まえ、想定人的被害を今後10年間で半減することを目標に、10の施策の柱、41の施策目標、94のアクション目標、196の各アクション項目を設定しております。このプログラムは、葛城市地域防災計画に基づき、実施する施策のうち、市、県、防災機関、企業、市民が実施主体となって、直接あるいは支援または助言を行って、今後30年間を見据えて、当初の10年間で重点的に取り組む事業の実施計画となっております。アクション項目の実施期間は、おおむね2年程度で完了または集中実施するものを短期とし、おおむね5年程度で完了できるものを中期、10年以上継続的に実施しなければならないものを長期として分類しております。短期の業務には啓発、連携強化、マニュアル策定、指針と計画作成、訓練実施がございました。中期の業務はシステム構築、施設整備がございました。長期の業務には道路、河川、ため池整備などの基盤整備、耐震化促進、文化財の防災対策の推進などがございますが、計画的に取り組む必要があるとともに、財政的な制約もあることから、今後30年間を見据えておるところでございます。

それでは、アクション項目のうち、実施を完了したもの及び実施継続中の項目につきまして、短期事業76項目、中期事業19項目、長期事業3項目の合計98項目につきまして、ご報告申し上げます。

大きな柱といたしまして、予防対策、施策の柱1、地震に強いまちをつくるについてでございます。

1、ため池整備の促進、2、火災予防意識の啓発、3、防火危険物管理責任の徹底、4、火災発生時の延焼防止対策の推進、5、耐震性防火水槽の設置、6、市民に対する防火指導、訓練の実施、7、消防資機材等の整備の促進、8、災害対策本部の機能の確保、9、ヘリポートの確保、10、地域における防災拠点の選定及び整備、11、施設等耐震化の促進、12、学校施設の耐震化の促進、13、耐震診断の促進及び情報提供、14、耐震化の促進、15、危険物施設の耐震化の促進、16、ガラス、屋外広告物等の落下、飛散防止対策の促進、17、ブロック塀、自動販売機などの転倒防止の促進、18、家具、ロッカーなどの転倒防止対策の促進、19、上下水道施設等の耐震化の促進、20、排水池緊急遮断弁の整備。

次に、施策の柱2でございます。地域の防災力を向上させるについてでございます。

1、自主防災組織の設立及び充実の促進、2、各大字や自主防災組織における避難手段の検討、3、各大字や自主防災組織が主体となった訓練の実施、4、家庭内備蓄の啓発、5、家族間の連絡体制確立の啓発、6、消防団の研修、訓練の実施、7、消防団活動の活性化の促進、8、消防団の装備の充実、9、企業などにおける自主防災組織の設立の促進、10、企業などにおける研修、訓練の実施促進、11、学校などが主体となった研修、訓練の実施、12、学校、幼稚園の防災計画の作成、13、保育所などの防災計画の作成、14、災害ボランティアコーディネーターの育成、15、地域研修会の実施の促進、16、イベント会場等での啓発。

続きまして、災害対応でございます。施策の柱3、的確な防災情報処理を実施するについてでございます。

1、防災関係機関との連携強化、2、災害時の個人情報取り扱いの検討、3、防災関係機関との情報収集体制の推進、4、防災ホームページの充実、5、避難施設への掲示板等の設置、6、地震防災マップのGISデータ化、7、システムの多重化、多ルート化、ネットワークの確保などの整備、8、情報システム保護マニュアルの策定。

続きまして、施策の柱4、人的資源を確保するについてでございます。

1、職員研修の実施、2、防災リーダーの育成、3、防災資格の習得、4、初動対応マニュアル見直し、5、参集訓練の実施、6、動員計画参集の見直し、7、大字や自主防災組織との連携強化、8、消防団との連携、9、他市町村との連携強化、10、他市町村との応援協定の締結、11、国・県との連携強化、12、公共的な企業、ライフライン関係などとの連携強化、13、企業・団体・関係機関との応援協定の締結、14、業務別災害対応マニュアルの制定、15、防災総合訓練の実施、16、全庁的・テーマ別災害対応訓練の実施、図上訓練など。

続きまして、応急対策、施策の柱5でございます。市民の命を守るについてでございます。

1、応急資機材の整備、2、救出・救助訓練の実施、3、応援協定に基づく応援要請のマニュアルの策定、4、避難誘導看板の整備、5、災害時要援護者支援マニュアルの策定、6、避難勧告、避難指示マニュアルの策定、7、救急救命士の育成、8、傷病者の搬送体制の強化、9、危険地域の周知でございます。

続きまして、施策の柱6、安心・安全を守るについてでございます。

1、安否確認システムの検討、2、安否確認方法の周知、NTT災害伝言ダイヤルなどでございます。3、避難場所の広報・誘導、4、防犯灯の普及。

続きまして、施策の柱7、生活基盤を安定させるについてでございます。

1、公共施設等の復旧体制の確立、2、防災行政無線等の通信設備の復旧体制の確立、3、上下水道施工業者との協力体制の確立、4、県営水道との連絡体制の確立、5、ライフライン関係機関との連携強化、6、緊急輸送路の検討、7、道路交通機関の被災情報の収集及び提供、8、自家発電の確保及び点検、9、システムダウン時の対応マニュアルの策定。

以上でございます、続きまして、施策の柱8でございます。市民の生活を支援するについてでございます。

1、災害時要援護者支援マニュアルの策定、2、災害時要援護者の情報把握、3、災害時要援護者用の物資等の備蓄、4、市における水・食料・生活必需品の備蓄、5、各家庭での備蓄の促進、6、企業等と供給協定の推進、7、他市町村と支援協定の締結、8、救援物資取扱いシステムの策定でございます。

続きまして、施策の柱9、「かつらぎ」のまちのイメージを守るについてでございます。

1、文化財所有者への啓発の実施、2、文化財所有者への防災対策研修・防災訓練の推進、3、文化財の耐震対策の推進、4、文化財の防火対策の推進、5、他文化財担当機関等との救援体制の整備、6、被災文化財把握体制の整備でございます。

続きまして、復旧復興、施策の柱10でございます。復旧復興を視野に入れるについてでございます。

1、税務上の被災者支援の検討、2、納税相談の実施。

以上が進捗状況でございます。

**寺田議長** ただいまの答弁、もう少し簡単にまとめていただいて答弁していただかんと、時間ばかりたつて質問者の時間がなくなるので、もうちょっと賢く答弁をまとめて言ってください。

春木君。

**春木議員** 議長からそういうお言葉があったのでちょっと言いにくいんですけども、あえて実は、この200近くにも及ぶ具体的なアクションが示され、そしてその担当課、担当する部署まで細かく決められたのが本計画であります。それで、例えばぜひとも推進すべきだ、強化すべきだという項目に絞って議論をするということもあるんですが、今回は皆様、お聞きの方々も、非常に長々と項目を、今理事の方から答弁があって、不思議に思われたかもしれません。しかし、本当にきめ細かくいろんな事柄について述べられているということについて、ご理解を賜りたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

それで、私は、今述べられたのは、挙げられているアクションの中でも比較的進んでいる、あるいは完了したものだけを挙げていただいております。その中でも幾つか、最近力を入れて市がおやりになった事柄について、具体的に幾つか尋ねてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、地震に強いまちづくりという中で、ため池整備の促進というものがございました。午前中、溝口議員も若干触れられたようにも思いますが、現在この事業はどのように進んで

いるのか、お教え願いたいと思います。

**寺田議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** 春木議員のご質問にお答えいたします。ため池整備の促進につきましては、今年度で市内131カ所のため池の一斉の点検を行う予定をいたしておるところでございます。また、その結果、改修が必要となった場合におきましては、地元土地改良区等と協議をいたしまして、平成26年度から改修計画を立ててまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 続きまして、地震に強いまちづくりを進める中で、上下水道施設等の耐震化の促進、これはたびたび本議会でも問題になっているところでございます。それと配水池の緊急遮断弁の整備というのを挙げられております。これも、現在事業はどのように、どの程度まで進んでいるのか、お教え願いたいと思います。

**寺田議長** 吉川上下水道部長。

**吉川上下水道部長** ただいま春木議員の質問にお答えいたします。

上下水道施設等の耐震化の促進につきましては、下水道管の総延長258キロメートルのうち123キロメートル、47.67%が耐震化されており、水道の基幹管路につきましては、総延長194.381キロメートルのうち62.158キロメートル、31.98%が耐震化されています。また、配水池タンクにつきましては、寺口、平岡、竹内、兵家の4カ所がございますが、全て耐震化、100%されております。

次に、配水池緊急遮断弁の整備でございます。寺口、兵家につきましては、既に整備を終えておりまして、今年度に竹内、平成27年度に平岡を整備する予定で、整備率は平成27年度末に100%となる予定でございます。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 続きまして、地域防災力を向上させるという中で、各大字や自主防災組織における避難手段の検討がありました。現在、事業はどの程度まで進んでいるかご説明ください。

**寺田議長** 菊江総務部理事。

**菊江総務部理事** 春木議員のご質問にお答え申し上げます。平成24年度に市職員が44大字に出向き、災害時の危険箇所や一時避難所から広域避難所までの避難経路について聞き取り調査をいたしました。平成25年度では、緊急雇用創出事業を活用いたしまして、44大字ごとに地域防災マップを作成して、各ご家庭に配布する予定でございます。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** 今ご報告がありましたように、市の職員が総出で地域に出向いて聞き取りをされたこと、非常に敬意を表するものであります。ぜひできあがったマップを楽しみにしているところであります。

また、人的資源を確保するという中で、企業、団体、関係機関等との応援協定の締結がご

ございました。状況はどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

**寺田議長** 菊江総務部理事。

**菊江総務部理事** 春木議員のご質問にお答え申し上げます。締結団体等は8団体となっております。

平成20年、全国青年市長会、平成21年、奈良県農業協同組合、同じく平成21年、葛城市建設業協会、平成22年、NPO法人コメリ災害対策センター、平成22年、ダイドードリンコ株式会社、平成23年、奈良県電気工事工業組合、平成24年、学校法人奈良学園、同じく平成24年、市民生活協同組合ならコープ。

以上でございます。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** ありがとうございます。予定よりも早く報告をいただいたところでございます。ただいま菊江理事を初め、多くの担当部長からご答弁をいただきました。私が一般質問を通告してからわずかな時間、非常にたくさんの項目について調査をしていただき、感謝を申し上げるところでございます。

196項目のアクションに対し、98項目、50%の取り組みが進んでいるということがはっきりといたしました。阪神淡路大震災以来、災害対策に当たっては公助だけでなく自助、共助、そして公助、この3者の協働社会の実現が必要だということが繰り返し強調されているところであります。我が葛城市につきましては、今ご紹介をいたしました本アクションプラン、このことが確実に実行できる、そのようにするということが非常に大切だというふうに思います。ぜひ、残っているアクションも含め、さらに見直しも含め、ぜひ実効あるプランとして引き続き取り組みをしていただきますようお願いいたします。予定にはなかったんですが、市長から一言、この計画の実行に当たってのご決意なりお言葉をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 最後に、私の方から一言申し上げさせていただきたいと思います。

ただいま196項目中98項目が進んでおるといふ報告をさせていただいたところでございますけれども、まだまだ実際に災害が起こったときに、どれだけの人間が市役所の職員も含めて動けるのか、また備蓄食料は大丈夫なのか、避難所はそのままがいいのか等々、考えていかなければいけないことというのは山のように存在していると思います。幾らやったって、大自然相手にやるということは足らないところが見えてくるとは思いますけれども、英知を結集して、うちの市役所の職員一同、また住民の皆さん方の協力をいただきながら、一人でも被害者を出さないようにどうやっていくんだということを、ともに考えていけるまちづくりというものを目指して、葛城市だけが頑張るんじゃなくて、市民とともに進めるような防災計画というものを立てさせていただくように努力をするということ、ご報告させていただきたいと思います。

**寺田議長** 春木君。

**春木議員** どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

寺田議長 春木孝祐君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後2時38分

再 開 午後3時00分

寺田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、吉村優子君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

8番、吉村優子君。

吉村議員 ただいま議長の許可を得まして、これより一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は山の整備について、そしてコミュニティバスについての2点です。なお、これよりの質問は質問席にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

寺田議長 吉村君。

吉村議員 それでは、質問に入らせていただきます。

まず、山の整備についてです。これにつきましては、過去に何度か質問をしています。私の言います山の整備と申しますのは、今山に植えられている針葉樹を広葉樹に植えかえるということです。こういった山の整備につきまして言いますと、3つの大事な役割があると思っております。まず第一に治水です。葛城市は豊かな水に恵まれています。葛城市の水道料金が他市に比べ安価であるゆえんでもあります。これは、市の西側にある山々からの恵みであるわけですが、戦後、広葉樹からスギ、ヒノキなどの針葉樹という根の浅い木々に植えかえられたことにより、年々水量が減少してきているのが実情です。この広葉樹と申しますのは、ほかにも落ち葉がスポンジの役目を果たし、雨水をため込むという働きもあるわけですが、ただ、このままではせっかくの豊かな環境が生かされず、子や孫世代には葛城市の水道の減少は深刻なものになりかねません。また、広葉樹のように根が深く育たないために、大雨による土砂災害等も考えなくてはなりません。

2つ目は、イノシシ対策です。今、山間部のみならず、イノシシによる農作物の被害は拡大してきています。これもイノシシのえさである実のなる広葉樹から針葉樹に植えかえられた影響も大であると考えます。

そして3つ目は景観です。葛城市におきましては、春のボタンやサクラ、冬にも寒ボタンということが楽しめますけれども、秋に人を呼び込める紅葉に欠けているのではないかと、うふうに思います。今現在の葛城市の森林面積と山の現状とこういった山の整備等についての市側の考えを伺っておきたいと思っております。

寺田議長 河合産業観光部長。

河合産業観光部長 吉村議員のご質問にお答えいたします。

治水、それからイノシシ対策、それから景観のためにも針葉樹を広葉樹に植えかえる施策についてということのご質問でございます。

葛城市の区域面積につきましては、3,373ヘクタールのうち森林面積につきましては1,331ヘクタールございます。本市の39%を占める森林につきましては、木材の生産等の物質生産機能だけでなく、生態系保全などの生物多様性保全機能、また二酸化炭素吸収の地球環境保

全機能、土壌保全などの土砂災害防止機能、洪水の緩和や水質浄化などの治水機能、水源涵養機能、また気候緩和や大気の浄化などの快適環境機能、森林浴や散策などの保健、レクリエーション機能や、景観や風致保全などの文化機能など、多面的な機能を有しておるところでございます、これらの機能を通じて、地域住民の生活と深く結びついているということでございます。

戦後、森林資源の造成のため拡大造林が行われた結果、現在の人工林の面積は1,073ヘクタール、人工林率は81%となっております。そのうち、15年生から55年生の人工林は593ヘクタール、総人工林面積につきましては55%を占めておるところでございます。本市におきましては、これら整備しなければならない人工林のうち、スギ、ヒノキが大部分でございます、これらの整備が重要な課題となっておりますでございます。

県におきましては、平成22年3月公布されております奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興条例、また平成22年4月施行の奈良県森林づくり並びに林業及び木材産業振興指針に基づきまして、木材生産機能を発揮させる森林として木材生産林、自然環境保全、公衆の保健等の機能を発揮させる森林として環境保全林が設置されたところでございます。

本市は、木材の生産としての機能が希薄なため、良好な景観の回復や自然環境の保全、また水源涵養の増進などを発揮させる森林としての環境保全林となっております。また、地域の目指す森林資源の姿といたしましては、適切な森林施業の実施、山地災害の防止、鳥獣害の被害対策、森林の保全活動等の取り組みを推進することで、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮された状態を目指すものでございます。しかしながら、本市の山林所有者が大変多いわけございまして、また新庄地区におけます山林の地籍調査がまだ着手されておらないということございまして、本市の森林資源の機能を発揮できるように、森林組合の組合員さんにもしっかりとご提案を申し上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

**寺田議長** 吉村君。

**吉村議員** ただいま、河合部長の方から丁寧にご答弁いただきました。私は3つの大事な役割があると言いましたけれども、部長の方からはもっと多岐にわたって山の効用というものを示していただきました。また、県の条例や指針に基づき、葛城市の山は区分としては良好な景観回復や自然環境の保全、また水源涵養の増進などを発揮させる森林としての環境保全林となっているということを今おっしゃいましたけれども、こういった認識とともに、現状そして問題点もよく把握していただいているんですけれども、今の答弁を聞かせていただきますと、森林組合の組合員さんにもしっかりとご提案というところにとどまっているなというふうに思っています。ここでいつも問題になるのが、先ほど答弁の中にありましたように、山林の所有者が大変多いこと、そして新庄地区の山林の地籍調査が未着手であるということ、今お答えの中にあつたんですけれども、地籍調査に関しましては、土地台帳附属地図で境界がわかりますからそれは問題ないというふうに思うんですけれども、こういったことが問題で進めないということなんですけれども、だからといって何も始めないということは何も始まらないという

ことになります。例えば、山の裾野というか民家との境で、狭い範囲でいいですからまずやってみる。もちろん所有者がはっきりしている山で地域の方の理解も求めて、広葉樹にまず植えかえてみるということです。

先ほども言いましたけれども、秋に山が紅葉し見事な景観になることで、人は自然に集まってこられます。特に女性は花や紅葉といった景観とおいしい食事の情報を大変求めています。これは女性に限ったことではないと思います。それが証拠に、葛城山のツツジを求めて、春にはたくさんの観光客が来られます。忍海駅からのピストン運転のバスはシーズン中はいつも満杯で、ロープウェーも待つ列は長蛇で、3、4時間平気で待たれて山頂にまで行かれます。それはやはり、真っ赤なツツジのじゅうたんを見るために待たれるということです。

今、新道の駅の計画が進んでいますけれども、計画した以上は成功しなければならないということになりますけれども、今あります山麓地域の全体の整備をするとともに、こういった整備をすることによって人が呼びやすくなっていくのではないかというふうに考えます。道の駅に来られた方がそこを拠点に観光する、また紅葉に引かれて来られた観光客が道の駅に立ち寄り、こういった施策は必要ではないかというふうに思いますけれども、このことも含めて市長のご意見を伺っておきたいと思います。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 吉村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。いろいろご提案、またお話をいただいております。確かに葛城山が紅葉の山になればきれいだなというふうに思いますけれども、ただ、そこに一番大きな課題は何かというと、それは全て人の土地であり人の財産であるというところがございます。この葛城山、特に葛城山とか二上山とかの地権者が非常に多いというふうに答弁をさせていただきましたけれども、他の山に比べて特殊な山だと思えます。現在、森林組合の組合員だけでも、全員が出席されるわけではございませんけれども約600人も二上山と葛城山に土地を持っておられる方々が所属をされております。それは、もともとこの山が、江戸時代から入会地で薪を拾うための山という形で各大字でその山、山麓、麓から中腹までたくさんの村の山を持っておられた、そのときは広葉樹だったんでしょうけれども、それが地租解放等、登記をしなければならなくなったときに、その村に所属しておられる方々全員に振り分けて土地を登記されていったということが大きな、これだけのたくさんの地権者がいらっしゃるという遠因になっているんだろうというふうに思います。その方々が、自分の土地がどこかもわからない方々がたくさんいらっしゃる中で、山の整備もほとんどできていない状況にあるわけでごさいます、つい先だってというか5月の末ぐらいにも森林組合の総会がございました。その中でもいろいろと組合員の皆さん方にお話をさせていただきました。現在、葛城市ではこの近隣の市町村とともにダイヤモンドトレールの実行委員会というものをつくらせていただいております。県内でいいますと二上山からの香芝市、葛城市、御所市、五條市、それに大阪の太子町とか河内長野市ですか、それと河南町とか和歌山の橋本市も入っていました。全部で10市町村が入っておったと思うんですけども、千早赤阪村も含めて、尾根伝いを共有している自治体が集まって、これをもっと観光客が集まる、楽しんでもらえるものにしようというための会議を、大阪府また奈良県も入って、

現在つくっております。その中で、尾根を歩いて針葉樹ばかりで面白くないと、だから尾根の周辺だけでも1キロごとに、地権者の理解を得ながら木を伐採して広葉樹に植えかえるとか、その広い展望台をつくるとかいうことも考えましょうよというような提案もともにさせていただいて、それを森林組合の総会の中でもご紹介とかをさせていただいておるような状況でございます。何ができるのか、すぐに着手できるものがあるのかどうかというのはわからない、地権者の方がいらっしゃるといのは大前提ですから、その方々に理解を求めながら行政に協力していただけるように要請をし、また少しずつでも広葉樹を植えたり間伐が進むように努力してまいり、それをうちの担当者とともに進めてまいりたいというふうに思います。なかなか遅々として進まないということでお叱りをいただくかもわかりませんが、それだけのたくさんの地権者がいるんだということ認識をした上で、またご提案、ご提言していただきますようお願いを申し上げます。

**寺田議長** 吉村君。

**吉村議員** 市長からお答えいただきました。ダイヤモンドトレールのところ付近にもこういう、それは何でもいいんです。何かから始めたらいいと思います。民間の土地、地権者が多いのは別としまして、民間の土地だから前のときは何も手を出せないという話もありましたけれども、これは一昨年の水害、南部の方で水害がありました。十津川村や五條市のところでありましたけれども、水害があったところは民間の山だからあとは何もできないということではないと思うんですね。だからその予防を考えましたら、行政が手を出してもいいんじゃないか、あとは多くの地権者にどれだけの理解を求めるかということになります。何かをしていったら地権者も周りの地区の人も関心を持つだろうし、その意識を高めるということは大変大事ではないかなというふうに思います。先ほど言いましたように、試験的に一部のところでやってみるとか、またあるいはこの間、6月4日の奈良新聞に、この部分に親子ふれあい間伐バスツアーというのが掲載されておりました。これはどういったことかといいますと、奈良新聞社とある旅行代理店が共催で、川上の材PR運営委員会というところが協賛で、県内の森林の現状を子どもたちに知ってもらい、間伐の体験をすることで山や自然に興味を持ってもらおうと募集をかけたものです。この日は川上村で間伐をした後、川遊びや木工作業を工房を借りて体験するということなんですけれども、この記事の中に、募集の中に、今年は川上村で行いますというふうになっていますから、葛城市も、森林組合はもちろんですけども、観光協会とも協賛して、葛城市らしい企画を考えてこういった企画に乗ってみて、意識を高めてもらうというのも1つだろうというふうに思います。こういった山の整備、景観だけではなく、先ほど言いました治水の問題は大変深刻になってきます。こういったことが一番の問題だと私は思うんですけども、いつか整備をしないといけない、でもいつ誰がするのかというのがありますし、きょうして必ず結果が出るというものでもありませんから、一日も早くするべきだろうというふうに思います。奈良県の林業及び木材産業振興指針ですが、先ほど部長がおっしゃった中にも県民、それからあるいは市町村のなすべきことみたいなのを書いてるんですけど、県民としましては、森林がもたらす恵みを享受していることの重要性について認識を深めようと、まさしく認識を高めようということですよ。市町村としまし

では、地域の特性や重視すべき機能に応じ、森林の区分を設定し、これが先ほど言った設定だというふうに思うんですけれども、それに基づき適切な整備及び保全を推進しますということですから、先ほども言いましたけれども、すぐに結果が出るものでもありませんから、将来の葛城市のためにも一日も早い整備を強く要望しておきたいというふうに思います。この問題はこの辺にしておきます。

次に、コミュニティバスについて伺います。現在、公共施設を停留所として市内を循環しているコミュニティバスにつきましては、乗客数の伸び悩みについていつも議論となるところです。では、なぜ余り市民の方々は利用されないのか、原因についてはいろいろと考えられます。その中で、平成20年12月実施のアンケートでも、今は利用しないがいずれは利用したいなど、自身がまだ元気で車の運転もできる人にとっては、バスの存続は希望するものの今現在は利用しない、そういった方々も実際いらっしゃいます。ただ、大きな要因の1つとして、停留先にあるのではないかと思います。本当に行きたいところにバスはとまっているのかということです。もちろん、いきいきセンターやゆうあいステーション、そして庁舎行きに毎回利用される住民の方々はおられますが、市民の方々、特に車の運転ができない高齢者の方々にお伺いしますと、買い物に行きたいとかお医者さんに行くのに乗りたいという声が上がってきます。先ほども言いましたアンケート結果にも如実にあらわれています。そこで、企業とタイアップして、バスのとまる場所、すなわち停留所の変更を考えてみてはいかがでしょうか。今現在、広告料をいただいてバスに企業の広告を掲載していますが、例えばですけれども、Aスーパーより停留所の権利を買っていただくとか、広告料あるいは協力金という形でいただいて、Aスーパー前という停留所をつくる、そこにバスをとめるというふうにするなど、これは1つの例ですけれども、一度そういった方策も考えてみてはいかがでしょうか。

高齢者の買い物につきましては、今市長が打ち出しておられます買い物支援というのがあります。これは、本当に足腰の弱った方々にとってはありがたいシステムだと考えますけれども、ただ、まだまだ元気な高齢者にとりましては、出かけること、すなわち社会に少しでも触れることで寝たきりにならない、またそういった予防にもなると考えます。

コミュニティバス葛城号、ミニバス、ゆうあいバス、そして三郷町で実施のデマンドタクシー等々を含めて、今後の葛城市の公共バスについての考えをお伺いしたいと思います。

**寺田議長** 吉村企画部長。

**吉村企画部長** ただいまの吉村議員のご質問にお答えさせていただきます。

本市の公共バスは平成17年10月に、市内に点在する各公共施設間の連絡バスとして葛城号の運行を開始いたしました。その後、平成19年4月からは、ミニバスの運行とあわせて社会福祉協議会が運行主体であるゆうあいバスにもご協力いただき、全ての停留所で乗りおりの路線バス方式に変更し、運行しているところでございます。ご質問の公共バスでの高齢者の方々のための停留所の増設などの施策でございますが、これまでに葛城号、ミニバスをあわせ、運行ルート上や運行ルートから離れた場所への停留所の増設の要望が15カ所寄せられております。それぞれの保有車両が各1台で予備車がなく、特にミニバスにつきまし

ては1日目いっぱいの運行ダイヤを組んでおりますので、全ての要望に同時に対応することが不可能なことから、運行ダイヤの変更は見送ってまいりました。

近年、利用状況に一定の定着が見られる中で、利用者の要望に変化があらわれ、葛城市内を出て大和高田市立病院などへの乗り入れを望む意見が出てまいりました。現在、大和高田市立病院には奈良交通の路線バスが乗り入れしておりますが、利用者の減少とともにバスは減便の傾向にあり、その補完を望むものであります。このような要望は県内でコミュニティバスを運行する全ての市町村の共通の課題となっております。このたび、奈良県におきましては地域交通改善協議会が組織され、路線バスの廃止や減便、コミュニティバスの市町村の枠を超えた運行など、県内全体の課題として捉え、協議会の中で検討されつつあります。本市公共バスにおきましても、これまでどおり公共施設間連絡バスとして位置づけるのか、またはコミュニティバスと位置づけ市民の生活交通とするのかを見きわめながら、いずれにいたしましても協議会の動向を踏まえ、抜本的な改正を検討してまいりたいと考えております。また、改正に当たりルートの設定や停留所の位置なども含め、さまざま検討していきたいと考えております。

一方、葛城市外への乗り入れなどを考慮する場合、葛城市周辺の市町は、香芝市が本年10月から有料となることから、全て有料の運行となっております。加えて、今後の車両の更新や場合によっては増車などの経費増を想定いたしますと、本市の公共バスの有料での運行も視野に入れながら、検討していかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 吉村君。

**吉村議員** 今、吉村部長からお答えいただきました。先ほど私が提案したことにつきまして、まだまだいろんな問題点もありますけれども、要は、コミュニティバスについては、高齢者が少しでも元気で、そして医療費の削減につなげるというふうな考え方を少し変えてみてはという提案をさせていただいているわけです。今、大和高田市の病院など乗り入れということをやわれましたけれども、それも一歩進んだ方策だと思います。よく高齢者の方に伺いますと、その意見の1つとして、私たちは1日たっぷり時間もあるんですと。それで、ただ若い人やお嫁さんに煩わせることなく行きたいときに自分で勝手に行って勝手に帰ってきたいと。それができたらありがたいんですと、そういう意見が多いんですね。ですから、出かけるということは高齢者にとりましては、外で人に会いますからちょっと身ぎれいにしようとか、服装を構ったり、髪の毛もちょっと構ってということ、そういったことも脳の活性化につながって元気な高齢者をふやすということにもつながるというふうにも思います。今、有料化の話も出ていましたけれども、地域交通改善協議会ですか、それで市町村の枠を超えてバスの運行が今後の課題ということになっているという答弁をいただきましたけれども、これが将来的に相互乗り入れということになりますと、大阪市の赤バスのように100円というワンコインバスということも考える時期に来ているのかなというふうにも思います。ただ、有料にする場合は、周りの市がしているから葛城市もというのではなくて、その際には十分議論いただいて決定していただくように、これは強く要望しておきます。

このバスについても市長のご意見を伺っておきたいと思えます。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 現在、公共バス、先ほど部長が答弁いたしましたように葛城号とゆうあい号とミニバスと3種類のバス、それと奈良交通のバスが忍海から山麓の方に上に上がって、また大和高田市の方に抜けていくという奈良交通のバスが走っておりますけれども、実は、これもどこかでお話をさせていただいたと思えますけれども、奈良交通の方から分担金を支払ってほしいという申し入れがなされております。それは何かというと、市になってすぐぐらいのときに、一度奈良交通がこの路線の廃止ということを申し入れられました。そのときには理事者側が、いや、残してほしいということで強い要望、要求によって便を残していただいたんですけども、利用者の大幅な減少ということに伴って、奈良交通の路線の赤字化に伴って国からの補助金もいただけなくなっているんだということでございます。規定の、バスに何人乗っているかという人数もクリアしていないということで、その分、走っている路線の市町村から分担金を徴収して、それを人数にかえるというやり方で国交省とやりとりをして、補助金をもらえるようにして維持ができるんだというお話でございました。これが今年度、来年度の早々ぐらいに答えを出していかなければならないというような状況の中で、我々はこの奈良交通のバスを残していくべきなのか、また今市内で走らせているコミュニティバスをどうしていくのか、これを融合するのかどうかということも含めて、考えていかなければならない時期に入っているんだということです。それで、先ほど言いましたように協議会が、県が主導してやりますよということでお話をいただいたので、そこに入らせていただいて、近隣の市町村とのやりとりをさせていただいておりますけれども、ちょっと間延びをしている部分がございますので、葛城市の中身につきましては奈良交通と相談をさせていただきながら、奈良交通で走らせていただいている分の分担金を払うのか、それともそれを市が担当させていただいてコミュニティバスと融合していくのかということ、これから本当に検討に入っていかなければならないということ、これをまず披瀝させていただき、今、吉村議員がおっしゃったように、今までは公共バスとして葛城市のバスというのは、合併したときの約束でありましたけれども、住民の皆さんが望んでおられるのは、コミュニティバス、生活に利用しやすい、お医者さんに行きたい、パーマをあてに行きたい、買い物に行きたいとかということに答えられるバスにしようとするれば、どれだけの費用がかかって、どれだけ利用者からご負担をいただかなければならないのかということ、しっかりと計算した上で、議会の方にまたお示しをさせていただきたいなというふうに思っております。すぐにはじいて答えの出るようなものではございませんけれども、いずれはどちらも、市も議会議員の皆さんも住民の皆さんも腹をくくって、じゃあこうしようということで進めていかなければならない事業でございいますので、またその検討の時期がまいりましたら、議会の皆さん方にも前向きな検討をお願い申し上げたいと思えます。

**寺田議長** 吉村君。

**吉村議員** 今、市長からお答えをいただきました。奈良交通の分担金の問題も前提にあるわけですが、これからの公共バス、コミュニティバス、どちらにするかですけれども、私が言い

ました元気な高齢者を多くふやすという意味では、葛城市も高齢化が急速に進んでいますので、奈良交通の話は別としてコミュニティバス、それからミニバス、ゆうあいバス、そして回答にはありませんでしたけれども三郷町のデマンドタクシーとか、その併用ということも視野に入れていただいて、これから議論を進めていただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

**寺田議長** 吉村優子君の発言を終結いたします。

最後に、18番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

白石君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、第1に平成23年発注の弁之庄集落道整備工事について、第2は新クリーンセンター進入路の土地建物等の購入費、補償・補填費についてであります。第3は南花内地内の里道及び私有地に設置された給水装置等について、4番目は吸収源対策公園緑地事業についての4件、予定をいたしております。

質問の詳細は一問一答方式で、質問席にて行わせていただきます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** それでは、平成23年1月28日に施行された指名競争入札により株式会社関西興業が2,970万円で落札され、工事請負契約を締結いたしました平成23年の弁之庄集落道整備工事について伺ってまいります。

本工事は、株式会社関西興業の倒産により工期内に竣工できず、新たに他の業者と随意契約を締結し、5月20日に竣工しています。この随意契約、竣工に至る経緯及び手続き等について、まず説明を求めるものであります。

**寺田議長** 河合産業観光部長。

**河合産業観光部長** 白石議員の質問にお答えいたします。平成22年度の村づくり交付金事業、弁之庄集落道の整備工事の残工事におけます随意契約についての経過でございます。

この工事につきましては、平成23年1月28日に、株式会社関西興業と竣工期日を平成23年3月31日とする契約締結を行ったものでございますけれども、竣工期日までに、諸般の事情によりまして竣工ができず、4月以降に持ち越したところ、5月1日に現場の重機の搬出等がございまして、調査をいたしましたところ、倒産が判明したものでございます。現場につきましては農繁期も間近に控え、受益者に対しまして多大な迷惑をかけることもできないということもございまして、本来なら残工事に対しまして再入札を執行すべきではございましたけれども、早急に残工事に着手し完成させる必要がございましたので、市の建設業協会に協力を依頼することとなり、同日、市建設業会長と竣工期日を5月20日までをお願いしたい旨などの協議を行い、性急なことでもございましたので口頭により承諾を得、後日、文書にて5月2日付で覚書を取り交わすこととなったところでございます。5月3日には、同協会会長に施工図面に基づきまして施工計画の検討を願ひまして、同日において残工事に着工いたしまして、5月20日に竣工をいたしたところでございまして、結果的に栄和建設株式会社との随意契約となったものでございます。

なお、この随意契約につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項第5号の緊急の必要により競争入札にすることができないときによりまして、施工完了したものでございます。

以上でございます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 河合部長からご答弁をいただきました。内容については平成23年6月3日の都市産業常任委員会協議会等において、本工事の遅延の経緯や残工事の経費を追加する補正予算を5月2日付で専決処分したことについて説明されていた内容と一致をするものであり、何ら疑義はないものと思われまます。ところが、今年に入り、本工事の経緯について市民や業界から疑問視する証言が寄せられてまいりました。そこで、私は本工事の随意契約、竣工に至る経緯、手続きの内容を明らかにすべく、公文書等の開示請求により当時の関係書類を入手し、調査をいたしました。この開示された文書に基づき、改めて工事が適正、適法に執行されていたのか伺ってまいりたいと考えております。

まず、早急に残工事に着手をし完成させるために、葛城市建設業協会に対して行った協力依頼に関する文書及び手続きについてであります。弁之庄集落道整備工事残工事完成における協力依頼について、このことを伺う回議文書が平成23年5月2日に起案され、回議により同日に副市長以下部長、課長、課長補佐が捺印、決裁されています。5月2日付の協力依頼文書が葛城市建設業協会に届けられたことになっているのであります。本回議書には市長の捺印がありませんので、副市長にお伺いいたしますが、協力依頼の回議文書並びに協力依頼文書は間違いなく平成23年5月2日に作成、決裁され、葛城市建設業協会に届けられたものなのか、ご答弁を求めます。

**寺田議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 工事にかかります流れにつきましては、おおむね先ほど河合部長の方から説明されましたとおりでございます。本日、この質問を受けるに当たりまして、当時の状況をつらつら思い起こしておったわけでございます。まず、答弁させていただくまでに、皆さん方に、この機会でございますので、お礼かたがた状況を述べさせていただきたいと思っております。

残念なことに、先ほど河合部長が答弁いたしましたように、平成23年4月30日でございます。倒産をしたという報告を受けまして、5月1日、現場を確認いたしまして、5月2日でございます。倒産という事実を、いち早く工事を終結させ完結させるために、建設業協会に、会長にご依頼をさせていただきました。当時、その担当職員、非常に体調を悪くしながら、しかも病氣療養中であったわけでございますが、ゴールデンウィークの真ん中、休みを返上して出来高をとり、事態の収拾に当たっていただいた担当の職員、それから非常に過酷な条件のもとで施工していただきました担当の事業者、それとその計画当時、責任ある立場であったということで、当時はその立場ではないということであったわけでございますが、当時責任ある立場でこの計画に携わった者だということで、立場は変わって我々、国・県ともども出張いただきまして、助言をいただきました議員、それから地元の農家、それから県のOBの方々、いろいろこの収拾に当たりましてお知恵を拝借いたしまして、見事100%当初の

目的どおりにはいかなかったわけなのでございますけれども、それは私の微力のなせる技でございまして、あとの会計処理も含めまして、6月3日、報告させていただいたとおりでございます。

さて、ご指摘のこの業者に対します依頼文書、覚書の件でございます。先ほど、河合部長が答弁させていただきましたときには、5月2日に口頭のもとに我々担当者、業界の会長とも私の部屋でそれぞれ今後の対策につきまして種々覚書、また工事の依頼文書につきましては、先ほど答弁させていただきましたように口頭でさせていただきまして、それから後は事務処理等々しておるといふ思いをしております、6月3日には覚書をかわしましたよということで協議会では申しておったわけでございます。しかしながら、今年1月、住民からの開示請求がございました中で、その当時の文書等が、当然できておるといふ思いを認識しておったわけでございますが、その当時、メモ書きにまとめられた部分を浄書ができていなく、相手との印鑑は締結されなかった事実が浮かび上がったわけでございます。本来ならば、この件につきまして覚書なり、当時の工事の依頼ということにつきましては、本来覚書にもいろんな趣旨がございます。契約また協定書の補完という意味で付け加えられる文書に対する覚書、または今回覚書の中で本契約を締結するまでのお互いの意思確認という形での覚書という部分がございます。本来、先ほど申しましたように1月9日に初めてその文書ができていなかったというふうなことでございましたので、その時点におきまして、今後のこういう事態におきます対応の仕方等々を、やはり事細かく書いて残しておくことが、今後のこういう問題に遭遇したときの職員のためにも残しておくべきだろうということで、改めて書類を作成いたしましたして、もらい直したというのが現状でございます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 河合部長の答弁の中でも、後日文書にて5月2日付で覚書を取り交わすことになっていたところでありますと、このように述べられました。副市長は、答弁ではそのように運ばれているものと思っ込んでいた、思っていた。しかし、この年の1月になって、市民からの開示請求によって初めて覚書が交わされていないということが明らかになったということです。しかし、私は、これまでのことも当然責められるべきであるけれども、その後の対応、措置についても大きな問題がある、このように思います。私、回議文書については市長の捺印がなかったので副市長に聞きました。もう既に覚書そのものについて、回議文書も含めて平成23年5月2日に作成され届けられたものではないということを明らかにされましたので、市長には覚書についてご所見を、市長の最高責任者として覚書に係る回議文書には決裁印を押しています。当然、覚書には建設業協会の会長とあわせて葛城市市長名で公印を捺印しているわけであります。これは、同様に平成23年5月2日に作成されたものではなく、平成25年、多分3月ごろにつくられたものではないのかということでもありますので、この点も、市長も責任は免れない。市長のご所見もお伺いしておきたい。このように思います。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 答弁をさせていただきたいと思っております。まず、誤解のないように整理をさせていただきますと、平成23年5月に栄和建設と随意契約で工事をしていただいたということに関しては、

市と栄和建设との間できちっと契約書を交わして工事をしたという事実はあるということだけは押さえさせていただきたい。だから、無契約で工事をしていただいたわけではないという事があるということは確認をさせていただきたいと思います。ただ、ここに出てくる、本契約との間の覚書がなかったということについて、開示請求がされたときにその覚書が存在しなかった、それをやはり今後のため、先ほど副市長が言いましたように今後のためということで覚書をつくり、それで栄和建设との契約、覚書を交わしたということについて、おっしゃるように余り適当ではないやり方ではあろうというふうに思いますし、そのことについては事務所掌の中でどのような評価をすべきものなのかということ、今後検討した上でしかるべき処置をしていかなければならないというふうには思っておりますけれども、ただし、契約等に関して、工事等に関しては瑕疵がなかったということは改めて確認ができましたので、そのことについては問うべきではない、問われるべきではないだろうということ、を申し添えまして、私の所見にかえさせていただきたいと思います。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 私は、この契約等について、補正予算等について問題にしているわけじゃないわけですよ。専決処分についても契約についても、当時の状況からしたら、それは皆さん、議会も柔軟に対応したわけですよ。そのことに対して、ちゃんと行政がやるべきことをやっていなかったということじゃないですか。余り適当でない、市長の答弁であります。そういう認識なのかと。これ、市長は余り影響ないと考えていますけれども、業界では大変ですよ。せっかく頑張ってもらった事業者がどのように言われているか。しかし、それまでにちゃんとした手続きをきちっとやっぱりやっていないからこういうことになるわけでしょう。ちゃんと覚書を交わして、それぞれがそれぞれの機関の意思を決定して、やっぱりするべきなんですよ。ここにやはり大きな問題があるということですね。これは、はっきりさせておかなきゃならないし、余り適当でないというふうな、そういう次元の問題ではない。契約の問題とか専決処分の問題とか、そんなことを問うているわけではないんです。本来、ちゃんとしかるべき仕事をやらないと、市民が、協力してくれた人たちが大きな迷惑を被る、こういうことであります。

それでは、ここにこの回議書、協力依頼に対する、伺う回議書ですね。これは市長は判を押してはおりません。もう1つは、この覚書に関する回議書です。これは市長はちゃんと押しています。この回議書に基づいて、それぞれ協力依頼あるいは覚書の文書が作成され、整理されて、この文書を届け、あるいは締結をするという手続きを踏んでいるわけでありまして。市長は余り適当ではないというふうに言われましたけれども、この回議書というのは公文書ではないんですか。これは公文書に当たる可能性が非常に高い文書だと私は思っております。刑法第156条虚偽公文書作成等ではどう書いているかといいますと、公務員がその職務に関し、行使の目的で虚偽の文書もしくは図画を作成し、または文書もしくは図画を変造したときは印書または署名の有無により区別して前2条の例によると、こう規定しています。この前2条の例によるというのは罰則規定であります。覚書の締結を伺う回議文書及び覚書の作成年月日が平成23年5月2日と2年余りさかのぼって書き込まれていることは、この規

定からすれば、まさに文書もしくは図画を変造したときに当たるのではないか、このように考えます。

理事者はどのようにお考えですか。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 今、白石議員が披瀝された刑法等に抵触するのではないかというふうにおっしゃられたんですが、私もそれは、刑法を熟知しているものではございませんし、それを判断できるのは裁判官等資格を持っておられる方しかわかりませんので、本人が、本人がというか、この一連のことに關して余り適当ではないということを私は申し上げておりますけれども、またこのことに關しては内部できちっと話を聞いて、どのような形で判断していくかということは、後日お知らせをしていきたいというふうに思っております。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** この質問に対して、市長は冒頭で余り適当でない、このように言われた。それは、覚書そのものが2年間もおくれたということのみをもって、そういう心づもりでいたけれども失念をしまして今日まで至ってしまった、これはケアレスミスだというふうに考えておられるかもわかりません。そういうことでは困るからこそ、私はここで公文書の開示請求をしても、やはりちゃんとしなきゃならないということで、質問をしているわけでありまして。これはかえって、それこそ覚書を交わさないままの方が、それこそ収まったかもわからない。ところが、交わさないだけでなく、後日に覚書を交わす回議書、覚書そのものの年月日を変造する、こういう問題が発生をしてくるわけでありまして。私はこちらの方が大きな問題だというふうに思います。当然、市長が申されましたように、これは私が判断できるものではありません。裁判所初め、司法にかかわる人たちが判断をするでしょうけれども、私も何も相談もしないで質問をしているわけではありません。弁護士にも相談をして、このことが刑法の156条の規定に当たるのかどうか、こういうことを確認して、質問をしているわけでありまして。だから、問題は単に失念をした、関係者に迷惑をかけたということだけではありません。刑法上の虚偽公文書作成等規定に当たるかどうかという問題であります。そしてさらに、副市長は6月の定例議会前、平成23年6月3日、ご答弁でも触れられていましたけれども、私も触れましたけれども、都市産業常任委員会協議会において本工事のてんまつについて5月2日に事業の打ち切り処置をし、残工事を建設業協会に対し、未払い分で5月20日までの短期間で工事が完了できるよう覚書を交わさせていただいたとこう言っているんですね。さらに、覚書を交わさせていただき、急遽工事に当たらせていただいた次第です、2度この協議会の中で説明をされている。私はこのことも問題だと思っているんです。協議会ということでもありますけれども、このことが何ら議会に対して報告もなく説明もなく、今日に至っているということでもあります。これ、6月3日の協議会だけじゃないですね。都市産業常任委員会協議会が2回、全員協議会も1回開かれて、この件については議論していきっているはずであります。議会に対する説明がまさに間違っていた、ここもちゃんと反省をしていただかないとだめじゃないですか。いかがですか。

**寺田議長** 山下市長。

**山下市長** 私の方から答弁させていただきます。平成23年6月の時点で、副市長また吉川部長が覚書を交わしたという答弁が議事録として残っていると。私も拝見をいたしました。そのときに部下にこの書類を作成するべく指導を副市長はしておったと思いますが、それができていなかったというのは、副市長の指導力不足、ひいては私も反省をすべき点はあるかというふうに思います。このことについて、結果的に議会に対して正しくないことを伝えておったということに関しましては、改めておわびを申し上げる次第でございますが、そのこと等につきましては、またしかるべき、先ほどから申し上げておりますように、しっかりと反省をした上で、どのように対処していくのか内部で検討してまいりたいというふうに思っております。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 市長からご答弁をいただきました。直接説明をしたのは副市長ですけれども、当然、市長は、これは副市長を指導する立場でありますので、責任者でありますので、そういう立場をご表明いただいたということは当然だと思いますけれども、やはりこの一般質問で明らかになる前に、私は議会に対して対応すべきであったということを申し述べておきたい。時間がありませんのでこの程度にしておきますけれども、この回議用紙、いわゆる公文書の中身を精査していれば、さらにこの役職の捺印等においても疑義が生じる部分があるということを示し述べておいて、次の質問に入りたい、このように思います。

次に、平成25年度予算で計上された新クリーンセンター進入路の土地建物等の購入費及び補償・補填費等について伺ってまいります。まず、この3月の予算特別委員会での答弁では、道路用地に係る公有用地購入の内訳は、農地が428平方メートル、雑種地が14平方メートル、宅地が114平方メートルの計556平方メートルで、地権者3件で公有財産購入費の合計は750万円ということでした。さらに、道路用地に係る補償・補填の内訳は、建物が75.19平方メートル1件、ほかに工作物で2件、地権者3件ということで、補償・補填費の合計は2,300万円ということだったと思います。また、農地や宅地等のそれぞれの購入金額、建物や工作物2件のそれぞれの補償費等については、1件の価格や補償の関係が全てわかるとして拒否されましたが、今もその立場でしょうか。改めて詳細に説明をいただけるのでしょうか。さらに、個々の土地や建物の価格等の公表については、予算特別委員会ではいつ報告できるか、理事者と協議して報告したいとの答弁でありましたが、理事者との協議はどうなっているか、冒頭に報告を求めておきたい。このように思います。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** ただいまの白石議員のご説明でございます。新炉建設に伴う道路の関係の公有財産購入につきましては、白石議員ご質問のとおり、土地が3件、そして建物が1件、工作物が2件でございます。これにつきましても、今現在3件、鋭意交渉中でございますので、個々の内訳は申すことはできません。そして、予算特別委員会で私の方が答弁させていただきました理事者と協議を行うということでございます。その中で、当然そのとき、全用地交渉が終わり全事業が終わった段階で全て開示できるかというように思っております。

以上でございます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 生野部長の方からご答弁をいただきましたけれども、当然、会計年度独立の原則ということですので、事業は基本的には1年で執行され、来年の9月の決算特別委員会ではその詳細資料が提示されるように、改めて協議を進めていただくことを求めている、このように思います。

次にまいります。予算特別委員会の答弁と同様、生野部長の答弁は土地、建物1件ごとの購入や補償額については、鋭意、今は交渉中であるので公表できないということでもあります。これではさっぱり委員会でもわからなかったし、一般質問でもわからないので、そこで私は、建物75.19平方メートルの補償費について、個々の予算額を推定して試算をしてまいりました。補償・補填費の予算額は2,300万円で、内訳は建物と工作物2件だったと思います。工作物2件の補償額を、これはあくまでも仮定です。推定ですが、500万円と推定しますと、建物75.19平方メートルの補償額は1,800万円となります。平方メートル単価で24万4,000円、坪単価で約80万円となります。予算額からすれば妥当な試算だと考えておりますが、そこでお伺いをいたします。建物の補償費は、私が試算した坪単価80万円よりも高いのか低いのか、この点、お答えいただきたいと思います。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** 先ほど来申し上げますように、鋭意交渉中のごさいますて、今この場で白石議員ご指摘の坪当たり80万円よりも高いのかと、安いというのもお答えすることはできません。なお、建物等補償する場合につきましては、当然諸費用と引っ越し費用と移転雑費等がございまして、一概に坪単価ははかり得るものでもございませぬので、回答を差し控えたいと思います。

以上です。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 改めて部長から、交渉中でありますし、補償費がそのまま2,300万円ということではないということですので、答えを差し控えたいという話であります。これも仕方がないかなというふうに思いますけれども、世間の相場は、正味坪当たり大体50万円程度だということ強調しておきたい、このように思います。

引き続き、この75.19平方メートルの建物について質問をしてまいります。なぜ私がここまで細かく質問をするんだらう、このように皆さん思われていると思いますので、お答えをしておきたい。この建物は、市長の最も近しいご親戚が、ご親族が住まいしている住家だからであります。さて、この建物はいつ新築あるいは改築されたものですか。また、建築確認を受けているのでしょうか。答弁を求めるものであります。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** まず最初に、白石議員ご質問の建物が、市長のごく近い方の住居ということをおっしゃったわけですが、用地の補償上、例えば白石議員であるとか市長であるとかいうのは当然関係ないわけがございまして、用地の交渉が必要であればどなたの土地、建物でも交渉に伺うということを最初に申し述べたいと思います。

この建物につきましては、平成5年に新築をされております。そして、平成10年に一部改造をされたということが建物の鑑定で明らかになっております。なお、建築確認等につきましては、土地収用法第77条に基づきまして補償を行うものでありますので、建築確認等の確認は補償の場合については行っておりません。

以上でございます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** もう一度、新築だったかあるいは改築だったか、その年月日を明らかにしていただきたいし、さらに建築確認をしない、こういうふうに言いました。購入でないから建築確認を確認しない、これは先ほど来の議論と全く真反対のことを言っているんじゃないですか。それこそ責任を問われるんじゃないですか。市長や議員で関係ない、こう言っている。こんなの当たり前の話ですよ。これからの議論。それはちゃんと、しかるべき法律に基づいて購入するわけです。今言われたように、土地収用法第77条において収用、質問もしていないのに答えてくれたから次の質問をしなくてもよくなったわけですが、改めて、もう一度お答えいただきたい。新築あるいは改築、建築確認、全くしていないのかどうか。

**寺田議長** 生野市民生活部長。

**生野市民生活部長** 先ほど申し上げました平成5年新築は変わらないのでございます。私、先ほど誤って平成10年と申し上げたかと思えます。平成21年の誤りでございますので、ご訂正をお願いいたします。誠に申しわけございません。訂正をお願いいたします。

次に、建築確認等の件でございますが、当然、建築確認につきましても、先ほど申し上げましたように土地収用法77条でございます。建物の購入ではございませんので、補償という段階、補償・補填をいたすということで、建築確認等の確認はいたしておりません。再度回答させていただきます。

**寺田議長** 市長が答弁したいと言うてるから、山下市長に答えさせます。

**山下市長** いろいろと今、何か誤解があるようなので、先ほどの川辺議員との答弁のやりとりの中でお話をさせていただきましたけれども、建物を使うという場合は建築確認が必要やということをお答えさせていただきました。その土地を必要やという場合は土地収用法という形で、今これから用地を買わせていただく、補償させていただくところにクラインガルテンをつくる訳ではないですし、そこに違うものを建てるというわけではございません。

(「俺はそんなことをこれから聞いてるのとちゃうねん」の声あり)

**寺田議長** 市長、今の答弁はちょっとやめておきなさい。聞いてないから。

**山下市長** はい。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 部長は建築確認は確認をしていない。確認を受けているかどうかは確認していないという答弁でありましたので、私が言うておきます。確認は受けておりません。あそこは市街化調整区域であり、農家住宅等のそういう資格がなければ当然建ちませんので、建築確認はもとより保存登記もできない、そういう物件だということでもあります。私は、別に建築確認があるとかないとか、そういうことをこれから議論しようとは思っておりません。私は、建築確

認を受けなくても、現に住まいされ事業を営んでいる建物などが公共工事の収用等の対象になる場合、しかるべき補償をされる、これは当然だというふうに考えています。ところが、先の3月定例会の予算特別委員会において、下村委員が大字寺口の通称お城のことについて質問をされ、建築確認がおりていない建物は解体する以外にないと、そういうことですね、わかりました、こう発言を結んでおります。この発言に対して、市長初め当局からは何の言及もありませんでした。建築確認を受けていない建物は解体以外にないと、是認をされているということだと思います。私は、こんな無定見な解釈にくみするものではありませんが、公の場で解体しかないと質問され、何ら言及がなかったということでもありますので、是認をされたのかどうか、この点、改めて、先の議論ともダブるかわかりませんが、理事者あるいは所管部長のご答弁をいただきたい。

**寺田議長** 杉岡副市長。

**杉岡副市長** 私の記憶におきまして、3月議会の下村委員の意見につきましては、あれはもう既に市が、いわゆる開発公社が購入した公共物としての利用という意味で、個人がそれをそのまま利用する、利用しやんというのはまた議論のもとではないと。あれは既に購入されたものを再度公共物として利用しがたい、そういうふうな発言であったというふうに理解しております。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** そういうことですね。だから、建築確認がないからといって、これは解体しかないとすることはいいですね。生野部長も先ほど答えられましたね。再申請ということもできますし、ちまたでは、不幸にも建築確認を受けていない建物はたくさんあります。いっぱい知っています。それは改善されないのもあれば、やはり改善をされ、適法な建物にされているものもあります。お金もかかり手間暇かかりますけども、できるわけでありまして。こういう解釈そのものは本当に私は間違っていると言わざるを得ません。

**寺田議長** お諮りいたします。あらかじめ、本日の会議時間は議事の進行によりまして少しオーバーしますので、延長したいと思いますのでご了解願いたいと思います。

どうぞ、白石君、発言してください。

**白石議員** この間、葛城市は解体しかないと考えて、市民の財産である通称城を解体いたします。それだけではありません。新庄町時代から合併後の葛城市でも、清掃事業に多大な貢献をされてきた梨本商店さんに対しても、建築確認等を理由にした外部からの圧力がありましたけれども、そのことによって粗大ごみや缶、瓶等の業務委託を打ち切り、さらに建物施設の解体撤去がなければ入札にも参加させないという厳しい対応をしているんですね。そういうことですね。ところが、私が取り上げている市長の一番近い方の建物に対しては、これ、新築でしたか、改築でしたか、平成21年、21、22、23、24、25、5年間も違法状態が放置されてきているわけです。私はこのことを言っているわけです。やはり、当然誰の建物であれ、これは当然、土地収用法に基づいて、公共事業の場合、土地の購入あるいは補償・補填するわけでしょう。これは当然じゃないですか。しかし、そういう違法な状況を全く、こういう厳しい立場をとりながら放置をしているということは、これは首長としての立場というか考え

というか、私は二重基準だと言わざるを得ないのであります。この点は、私は今後とも川辺議員の議論もありましたように、引き続いてやってまいりたい、このように思います。

時間がありませんので、次にまいります。

次に、南花内地区の里道及び私道に設置された給水装置等について伺ってまいります。まず、花内台団地の止水栓から近鉄御所線の軌道敷を越え、国道24号線方向、しまむら付近につながっている東西の里道に布設されている水道管、この水道管の設置された経緯について、まず説明を求めます。さらにもう1点、この給水管の中間ぐらいに、私有地の中にこの給水管から引き込まれたと思われるコンクリート柱の水道蛇口が設置をされています。これは本年2月まで使用されていたと思われます。どのような経緯、手続きにより設置され、使用されているのか、所有者、使用者を把握されているのか、説明を求めるものであります。

**寺田議長** 吉川上下水道部長。

**吉川上下水道部長** ただいまの白石議員の質問でございます。それにつきましてお答えをさせていただきます。

南花内の里道に布設されている水道管並びに中間地点にある水道蛇口の経緯についてでございます。昭和47年ごろに南花内地区の里道に水道管を布設されました。布設に対して、申請書類等、手続き等もなく、メーター等も確認することができません。よって、その書類につきましては、現在調査中でございます。

以上でございます。

**白石議員** もう1つ。蛇口。

**寺田議長** 部長。

**吉川上下水道部長** 中間地点にあります水道蛇口についてでございます。これにつきましても、書類手続き等もございません。またメーターもございませんので、これにつきましても現在調査中でございます。

以上でございます。

**寺田議長** 白石君。

**白石議員** 吉川部長の方から、昭和47年ごろ南花内地区の里道に水道管が布設されたものであるが、布設に対しての申請等の確認ができる書類がないとの答弁であります。また、蛇口についても書類手続きを全くなく、メーターもない、現在調査中である、こういうことであります。私は、本件については、2月22日に水道課に調査の協力依頼を非公式に行いました。そして、4月19日に報告を受け、報告の結果、この2件について新たな問題があり、調査を依頼し、今日に来ております。もう既に2カ月たってるんですね。最初からしたら3カ月たっている。全く調査が進んでいないということでもあります。持ち時間がないのではしよりますけどね。現在、これまでの市の調査や私どもの調査でわかっていることは、布設されている水道管は葛城市の水道管のマッピングに載っていないということ。そして、株式会社関鉄が水道管を布設し、平成元年までは使用していたこと。さらに現在はとめていますが、平成25年2月まで止水栓があいており、使用が可能であったということ、この3点が明らかになっていますが、この点、間違いありませんか。確認をしておきたいと思っております。

寺田議長 吉川上下水道部長。

吉川上下水道部長 ただいまの白石議員の再質問でございます。マッピング自体の図面の中には現在のところ載っておりません。また、水道管につきましても里道の中に現在も設置されていることについては間違いございません。

以上でございます。

寺田議長 杉岡副市長。

杉岡副市長 私自身、現地を確認したわけではございません。ただし、調査依頼につきましては報告を受けております。昭和47年当時、ある事業者が事業をするに当たりまして、市が直営で工事をしておるといのがまず第1点でございます。それから、途中で閉栓されておるにもかかわらず、その道路に埋設した管につきましては、まだ生きておるといのが現状でございます。途中におりますコンクリート柱の水道につきましては、今そういう報告を受けるまでその所在すら担当としては、水道としては知らなかったというふうなことでございます。したがって、いつ誰がどういう形で今現在に至っておるかという部分につきましては、きちんと今現在、過去の職員等も含めまして調査中であるということでございます。

以上でございます。

寺田議長 白石君。

白石議員 調査依頼をしてからもう3カ月、報告を受けて新たに問題点が出てきてから2カ月たっているんですよ。その間、私は水道課の職員が書類が残っていないということで、どないなってるねんと、お前らちゃんと仕事してきたんかいとこういふふうに言いましたけれども、残っていないということは、これはあり得ないですね。これは、文書の取扱い規定からしても残っていなければならない。そういうことからすると、これはやはり、新たな調査をしていく必要があるんじゃないかというふうに思います。この点は、ぜひ水道事業に対する市民からの信頼を裏切らない、厳しい水道事業環境が押し寄せてきている中で、やはり水道事業者としてきちっと対応していく、このことをやはりやっていくためにも必要なこととして、改めて協力を求めておきたいというふうに思います。

以上であります。

寺田議長 白石栄一君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。本会議2日目、3日目の2日間で予定しておりました一般質問が本日で終了したため、あす開催予定の本会議第3日目を休会としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

寺田議長 ご異議なしと認めます。よって、あした、本会議第3日目は休会とすることに決定いたしました。

次の本会議は6月28日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、24日から26日までの間、各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査のほどをよろしく願いたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後4時34分